

平成30年第4回飛騨市議会定例会議事日程

平成30年9月13日 午前10時00分開議

日程番号	議案番号	事 件 名
第1		会議録署名議員の指名
第2	議案第110号	飛騨市税条例の一部を改正する条例について
第3	議案第111号	飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
第4	議案第112号	飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
第5	議案第113号	飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
第6	議案第114号	坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
第7	議案第115号	飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
第8	議案第116号	飛騨市小水力発電所設置条例について
第9	議案第117号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）
第10	議案第118号	平成30年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第1号）
第11	議案第119号	平成30年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第1号）
第12	議案第120号	平成30年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第1号）
第13	議案第121号	平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）
第14	認定第1号	平成29年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
第15	認定第2号	平成29年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第16	認定第3号	平成29年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
第17	認定第4号	平成29年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
第18	認定第5号	平成29年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第19	認定第6号	平成29年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第20	認定第7号	平成29年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程番号	議案番号	事 件 名
第21	認定第8号	平成29年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第22	認定第9号	平成29年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第23	認定第10号	平成29年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
第24	認定第11号	平成29年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
第25	認定第12号	平成29年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
第26	認定第13号	平成29年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
第27	認定第14号	平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
第28		一般質問
第29	議案第122号	平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第3号）

本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第 1 1 0 号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
- 日程第 3 議案第 1 1 1 号 飛騨市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について
- 日程第 4 議案第 1 1 2 号 飛騨市看護師等修学資金貸与条例の一部を改正する条例について
- 日程第 5 議案第 1 1 3 号 飛騨市地域産業振興施設条例の一部を改正する条例について
- 日程第 6 議案第 1 1 4 号 坂下辺地に係る公共的施設の総合整備計画の変更について
- 日程第 7 議案第 1 1 5 号 飛騨市過疎地域自立促進計画の変更について
- 日程第 8 議案第 1 1 6 号 飛騨市小水力発電所設置条例について
- 日程第 9 議案第 1 1 7 号 平成 3 0 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 2 号）
- 日程第 1 0 議案第 1 1 8 号 平成 3 0 年度飛騨市国民健康保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 1 1 議案第 1 1 9 号 平成 3 0 年度飛騨市介護保険特別会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 1 2 議案第 1 2 0 号 平成 3 0 年度飛騨市情報施設特別会計補正予算（補正第 1 号）
- 日程第 1 3 議案第 1 2 1 号 平成 3 0 年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第 2 号）
- 日程第 1 4 認定第 1 号 平成 2 9 年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 5 認定第 2 号 平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 6 認定第 3 号 平成 2 9 年度飛騨市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 7 認定第 4 号 平成 2 9 年度飛騨市介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 8 認定第 5 号 平成 2 9 年度飛騨市公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 1 9 認定第 6 号 平成 2 9 年度飛騨市特定環境保全公共下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 0 認定第 7 号 平成 2 9 年度飛騨市農村下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 1 認定第 8 号 平成 2 9 年度飛騨市個別排水処理施設事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 2 認定第 9 号 平成 2 9 年度飛騨市下水道汚泥処理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 3 認定第 1 0 号 平成 2 9 年度飛騨市駐車場事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 4 認定第 1 1 号 平成 2 9 年度飛騨市情報施設特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 5 認定第 1 2 号 平成 2 9 年度飛騨市給食費特別会計歳入歳出決算の認定について
- 日程第 2 6 認定第 1 3 号 平成 2 9 年度飛騨市水道事業会計未処分利益剰余金の処分及び決算の認定について
- 日程第 2 7 認定第 1 4 号 平成 2 9 年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について
- 日程第 2 8 一般質問
- 日程第 2 9 議案第 1 2 2 号 平成 3 0 年度飛騨市一般会計補正予算（補正第 3 号）

(開会 午前10時00分)

◆開会

◎議長 (高原邦子)

皆さん、おはようございます。本日の出席議員は全員であります。

それでは、ただ今から本日の会議を開きます。本日の議事日程及び質疑・一般質問の発言予定者は、配付のとおりであります。

◆日程第1 会議録署名議員の指名

◎議長 (高原邦子)

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。本日の会議録署名議員は、会議規則第88条の規定により8番、前川議員、10番、洞口議員を指名いたします。

◆日程第2 議案第110号 飛騨市税条例の一部を改正する条例について
から

日程第27 認定第14号 平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定について

日程第28 一般質問

◎議長 (高原邦子)

日程第2、議案第110号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから日程第27、認定第14号、平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの26案件につきましては、会議規則第35条の規定により一括して議題といたします。26案件の質疑とあわせてこれより日程第28、一般質問を行います。

それではこれより順次発言を許可いたします。最初に1番、仲谷議員。なお、質問中、資料の資料願いがでておりますので、これを許可いたします。

[1番 仲谷丈吾 登壇]

○1番 (仲谷丈吾)

皆さん、おはようございます。議長から発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私からは、空き家等賃貸住宅改修事業補助金の活用状況について質問させていただきます。

昨年から制度化された、この制度の目的は、飛騨市内における空き家の流動化を促進し、定住促進、地域活性化を図るために、空き家の所有者等が当該空き家を改修工事し、賃貸住宅にする経費を補助しますというものです。

昨年度は当初3件の予算だったところ、補正予算を組んで8件の実績があったとのことでした。ことはまだ1件ということですが、まだまだニーズはあるようです。この補助金を活用した方々全員ではありませんが、何人かの方々から話を伺ってきました。

所有者が手放したい空き家物件を市内の不動産業者や、建築業者の方々が買い取って、改修し「飛騨市住むとこネット」に登録して賃貸するというものです。この補助を活用した多くの物件は、所有者がどうにかしたいものや、今まで放置されてきた廃屋に近いものがほとんどです。この空き家を取得する業者の方は、物件の購入費、建物の改修費、改修が終わった後の火災保険や固定資産税、地区の協力金、故障した時の修理の費用などの維持費も払います。さらに投資してから、かかったお金を回収するまでに10年以上もかかるという非常に気の長い投資です。実際にこの補助金を活用されている事業者さんは、若い方が多いです。かかったお金を回収するまでに、どんな災害に見舞われるかもわかりませんし、リスクは必ず存在します。それでもこの補助金があったことによって空き家の改修に乗り出した事業者さんがおられますし、1年半で9軒もの空き家がきれいに改修されており、非常に成功している補助金ですし、目的にも沿っていると感じます。

私が実際現場で見させていただいた物件に関しては、今まで景観を損ねていましたが、新築のように生まれ変わり、まちの景観もよくなりました。近所の方々も驚いていらっしやいましたし、喜んでおられました。この物件に関して、少し紹介させていただきます。

こちら皆様にお配りしているこちらの物件です。見ていただいてわかるとおり、廃屋が新築物件に生まれ変わっております。物件の取得者は市内の大工さんです。私はこの話を聞いた時、すごく新しいビジネスモデルだと感じました。この大工さんは今までこのような不動産に関する事を仕事とはしておりませんでした。それがこの補助金があったことによって、新規事業へ参入したのです。

物件は新築同様に生まれ変わりましたし、一つの新しいかたちだと感動すら覚えました。

さらにこの物件は企業の社宅として活用されるようです。しかも海外の方とのことでした。

企業の人手不足問題にも一役買っています。

空き家が改修される事により、元々の所有者の方にも、まちの方々にも喜ばれ、企業の方にも喜ばれました。この補助金があることによってこれだけの効果が生まれております。

私が話を伺った方々は、この補助金額が拡充されれば、さらに活用していきたいという意欲を皆さんお持ちでした。成功している補助制度ですし、活用する事業者さんも若くやる気があります。

今の時代は、家を建てる際、ローンが組めない若い方が多いと聞きました。一生借家住まいの場合もあります。そういった方にとっても住みやすい環境をつくることはとても重要です。飛騨市内の空き家はトイレが汲み取り式でシャワートイレではありません。キッチンも昔ながらのステンレスキッチンで、対面式のシステムキッチンで食洗機がつ

いるようなキッチンではありません。お風呂に追い炊き機能などはもちろんありません。アパートなどでは膝を曲げて入っていた0.75坪と呼ばれる浴槽サイズも、一戸建てでしたら1坪の足を伸ばして入れるお風呂も可能です。いまの人たちが当たり前に使っていることが、古い物件には備わっておりません。補助金を活用して、今どきの住宅にしてあげれば、いままで手を出せなかった、グレードアップした気持ちのよく住める住環境を若い方々にも提供できます。

制度が始まってわかったこともでてきたようです。実際にこの補助制度の活用をしても、物件の取得場所によっては、工事費がかかりすぎて取り組めない地域もあります。郊外に比べて町屋は工事費がかかります。水道管の工事の場合、郊外の物件であれば、物件同士が隣接していないため、外から直接水道管がひけるので、管の長さも抑えられます。古川の町屋は、隣の家とも隣接しており、間口が2軒で奥行きが長い「うなぎの寝床」と呼ばれています。ほとんどの物件はトイレやお風呂は奥に設置されており水道管が長くなります。さらに水道管の凍結対策として、配管が土の中に埋まっております。そのため、リフォームする際には床板を全て剥がさなくてはなりません。このようなことから、町屋のリフォームは郊外の物件に比べて費用がかかります。景観条例に沿ってリフォームする場合、さらに費用もかさみます。この補助を活用して町屋を改修する業者はほとんどないことも予測されます。とは言っても、これから町中でも空き家は増えてきます。古川の町中の賑わいの創出もとても重要です。こう言った町中に対する補助には、上下水道に付随する水道管の工事に対して補助を増やすも考えられると思います。

ある建築業者さんは、150万円の補助金は住みたくない家を住みたい家にするきっかけとおっしゃっておいりました。昨年きっかけができましたので、この将来性がある制度は、これからさらに活用されていくと考えられます。

この空き家等賃貸住宅改修事業補助金の活用について、4点質問をさせていただきます。

1つ目、この補助に対する市の評価をお聞かせください。

2つ目、実際に今後社宅として活用されますし、そのほかの企業様からもお話を伺っており、ニーズは高いです。社宅に対する補助は考えられないでしょうか。

3つ目、古川の町中では郊外の物件に比べて費用がかかります。現在補助制度を活用している業者の方も町屋には手を出せないとおっしゃっております。町屋には別で補助制度を増やす事はできないでしょうか。

4つ目、この補助制度は非常に成功していると感じます。補助が拡充されればもっと活用していきたいという事業者の方からの声があります。補助金額を拡充することをご検討いただけないでしょうか。

以上、4点お願いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

（「議長」と呼ぶ者あり） ※以下、この「議長」と呼ぶ者の表記は省略する。

◎議長（高原邦子）

理事兼企画部長。 ※以下、この議長の発言者指名の表記は省略する。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

おはようございます。私のほうから、まずこの1ですね、この補助に対する評価というところについてのお答えですけれども、まず市内にはですね、空き家が数多くありますが、その多くはですね、水周りなどが空き家となった当時のままの設備であるため、貸家として活用を図ろうとした際に現在の生活様式との乖離がございまして、そのままでは使用することができないために借り手のつかないままとなっている状況が数多く見られました。

一方でですね、賃貸住宅を求める方にも「アパートではなく一戸建てを希望しているがなかなか良い物件にめぐりあえない」とそういった声も聞こえておりました。

このような空き家所有者と戸建て賃貸住宅を求める方の需給のマッチングを図ることを目的として制度化したこの補助金は、平成28年度2件、平成29年度6件の計8件の実績がございまして、そのうち7件について、すでに契約された賃貸物件として機能しており、制度として十分に目的を達し、機能を発揮しているものと考えてございます。

今年度はですね、現状1件の申請と数件の問い合わせがきている状況であることから、引き続き補助制度の周知を図りまして、制度の利用促進につとめてまいりたいと思います。

2点目ですけれども、社宅に対する補助は考えられないのかというご質問がありました。

現在の制度では、改修後の住宅について飛騨市住むとこネットへ登録を義務付けておりますことから社宅として利用することが決定している場合について、対象とすることができないということでございますけれども、現に空き家である物件を改修して、社宅として利用することにつきましては、制度の趣旨である「空き家等の流動化、定住促進、地域活性化」といったものに合致することから、制度の見直しを検討していきたいというふうに考えております。

3点目、町家では別の補助制度を増やすことができないでしょうか。4点目、今後補助金額の拡充はできないかということですが、こちら関連しますので、あわせて回答させていただきます。議員ご指摘の「町屋」といわれる建物への補助の拡充についてでございますけれども、「町屋」をですね、明確に定義づけることがなかなか難しくですね、制度の設計が難しいといったところが実情でございます。

現在の補助制度の設計時にはですね、補助対象工事の内容がほぼ同等であった移住促進住宅改修補助金の実績額の平均322万円を参考として対象事業費の上限300万円を決定しておりまして、本制度の利用実績8件の平均事業費も327万円となっている

ことから、対象事業費上限の300万円については妥当であるということの認識をもっています。

しかしながら、制度をさらに有効なものとするために、実際に制度を活用している皆さんや不動産関係者等のご意見をヒアリングさせていただきまして、制度内容の見直しが必要かどうか、こういったことについて検討してまいりたいと思っております。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 着席〕

○1番（仲谷丈吾）

空き家はどんどんこれからも増えていきますし、この空き家を活用していくために市内の事業者さんがやる気になるというとてもいい政策だと思います。写真で、皆さんにも見ていただけたようにですね、廃屋がこう新築になって、まちもどんどん景観がよくなるということもありますし、ぜひ今後もまだ始まったばかりの制度ですし、活用していただきたいと思いますと思います。私が話すよりも、事業者の方と実際現場の声をですね、聞いていただいて今後どんどん進化していく制度だと思いますし、この補助金はですね、官民一体となった施策だと思います。決して事業者が得をするようなものではないので、リスクを負ってやられていますし、市内の空き家対策としてもとても有効だと思いますので、ぜひ力を入れていただきたいと思います。

これで、私の一般質問を終わります。

〔1番 仲谷丈吾 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で、1番、仲谷議員の一般質問を終わります。

次に7番、徳島議員。

〔7番 徳島純次 登壇〕

○7番（徳島純次）

それでは、議長のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。私は危機管理全般についてお伺いいたします。

ことは、自然災害が多く発生しています。大阪北部地震では、登校中の小学4年生がブロック塀の下敷きになり亡くなるなど4人が死亡、434人が負傷しました。住宅被害は、3万3,000棟を超える被害が発生しています。また、平成30年7月豪雨では、死者221人、行方不明9人、重軽傷者413人、住家被害は損壊1万9,500棟以上、浸水2万9,000棟以上と甚大な被害が発生しています。これ以降も9月4日には、非常に強い台風21号の上陸により、高潮・猛烈な風や猛烈な雨により日本各地で多大な被害が発生しましたし、6日未明には震度7の北海道胆振東部地震が発生し、土砂崩れ、ブラックアウトによる大停電や液状化現象で厚真町、安平町、札幌市などで甚大な被害が発生しました。今回一連の地震、豪雨及び台風でお亡くなりになりました皆様のご冥福をお祈り申し上げますとともに、災害にあわれた皆さんに心よりお見舞い申し上げます。

さて、飛騨市においては、幸い人的被害はありませんでしたが、土砂崩れ、土石流、河川の氾濫などにより住宅被害5件、道路被害24件、河川被害21件、橋梁被害1件、農地被害93件、林道被害48路線と大きな被害が発生し、国道の通行止めや、高山線が不通になるなど市民生活に大きな影響を与えました。

また、市職員の交通事故や法令違反による懲戒処分という不祥事が起き、市の信頼を著しく失墜する事態が発生しました。そこで市の危機の管理についてお伺いします。

1つ目、危機管理マニュアルの策定について。飛騨市は、「飛騨市地域防災計画」、「飛騨市国民保護計画」、「わが家の防災」土砂災害や洪水のハザードマップ、指定緊急避難場所・避難所を策定し、危機管理に対応していますが、これらの危機管理の対象は、自然災害、大規模な事故災害、事故・事件などの緊急事態などの市民生活や社会活動へ広く重大な影響を及ぼすリスクに限定されています。しかし、職員の交通事故、職員の違法行為・規律違反など「内部統制」の視点からの市の組織運営面で発生するリスク、さらに市が行う施策・事業の企画・執行に伴うリスクなどリスクは広範囲で多様化しています。

これらをふまえて、飛騨市地域防災計画で対処する災害、事故および飛騨市国民保護計画で対処する武力攻撃事態等を除いたその他の事態。市民の生命、身体に重大な被害が生じる、または恐れのある事態、市の行政運営およびサービスに重大な支障が生じる事態、または生じる恐れのある事態、市の行政信頼を著しく失墜させる事態についての対応が必要と考えます。

これらを対象の危機管理マニュアルを策定し、マニュアルには、危機管理の検証により事態対応の評価と再発防止、マニュアルの見直しを明確に規定し、PDCAが確実に実行できるマニュアルを制定する必要があると考えますが、市はどのように対処するか、伺います。

2番目、学校の危機管理マニュアルについて。学校における児童、生徒、学生、以下児童・生徒等というの安全については、平成21年度に施行された学校保健安全法により、各学校において学校安全計画及び危険等発生時対処要領、以下危機管理マニュアルの策定を義務付けています。飛騨市の各学校も危機管理マニュアルを最近の学校の児童生徒等を取り巻くさまざまな安全上の課題や、「学校の危機管理マニュアル・作成手引き」に沿って「危機管理マニュアル」を策定されています。各学校の危機管理マニュアルを見ましたが、「学校の危機管理マニュアル・作成手引き」で要求されている内容をほぼ網羅していますが、自然災害、児童生徒に関するもの、施設管理関係に偏り、学校管理者、教職員などの危機について、マニュアルにありません。「学校の危機管理マニュアル・作成手引き」では、教職員の不祥事、飲酒運転、セクハラ、暴力行為)、健康管理、心の不調による業務への影響、資金管理、公金の遺失、横領、会計処理の不正、不適切な支出、部費の不適切な執行、保護者に対する不適切な対応による信用失墜、不当要求・クレーム等の威力業務妨害、報道関係機関に対する不適切な対応による信用失墜等についても

リスクとしてマニュアルの必要性、また一度作成したマニュアルも訓練、評価、改善を繰り返して有効性を高めることを求められています。危機管理マニュアルに記載されている事項を計画的に訓練し、評価をして改善を行っていくこと、また、緊急事態・事故等発生後の調査・検証・報告・再発防止等のサイクルを回すことは非常に重要なことです。これらを危機管理マニュアルに追加する必要性について、教育委員会の考えを伺います。

3つ目、避難情報の発令運用マニュアルと危機管理型水位計の設置について。平成30年7月豪雨で長良川支流の保津川が氾濫して大きな被害が出ました関市上之保地区に水位計はありますが、避難の目安となる水位が設定されていなかったことも一因となり、避難指示が出たのは、川の氾濫の後であったと報道されています。

警報の発令は、河川の水位、気象状況、雨量予測、注意報、警報、特別警報等、大雨警報の危険度分布、洪水警報の危険度分布、土砂災害警戒判定メッシュ情報を総合的に判断して発令されると考えますが、市内には水位計が設置されていない河川があります。水位計の設置により迅速に的確な判断が可能となり、市民の安全確保に寄与します。従来の水位計は設置に2,000万円程度かかりますが、国と民間が開発した危機管理型水位計はコストが十分の一程度と低コストです。

各河川の氾濫や土砂崩れ、土石流、崖崩れ等の危険地域に対する各種の勧告、指示等の発表、解除の基準が規定されているのか。また、その時の気象状況により規定値に達していなくても避難の時間的余裕の確保、安全性の確保の面から前倒して発表することも必要であると考えます。誰がどの時点で、何を判断基準として、どの警報を発令するのか等の運用マニュアルの整備及び小さな河川にも危機管理型水位計の設置が必要であると考えますが市の対応を伺います。

4点目、避難情報の難聴地域の解消と避難情報の理解度向上について。平成30年7月豪雨による浸水や土砂災害で亡くなった方で、身元の判明した171人のうち六十歳以上が118人、69パーセントと高齢者の死亡が目立ち、自主避難が困難だったり、自治体の情報が十分伝わらなくて逃げ遅れた可能性があるとして中日新聞で報道されています。8月2日の朝日新聞に「特別警報」が出た地域の地域住民の8割以上が警報が出たことを知っていたが、その意味を正しく把握していた人は五割弱にとどまるとあります。飛騨市の避難状況は、市長の行政報告にありましたが、避難勧告の対象者518世帯、1,173人で避難された方は13.2パーセント、避難指示では、14世帯、463人が対象者で24.4パーセントの方が避難されました。この数値は問題であると考えます。

飛騨市は、防災行政無線放送、屋外拡声器、家庭個別受信機、防災放送、SNSなどにより情報伝達のメディアを多様化させてより多くの市民に情報が伝わるように努力されていますが、市民の方でSNSを利用されていない方も多くみえます。その方たちの情報取得方法は、防災行政無線となりますが、屋外拡声器は周辺の山に反響して聞き取

りにくいというえに、雨が降ったり、強風が吹いたり、屋内にいたりという条件が重なりますと非常に聞き取りにくくなります。また、家庭個別防災受信機は電波の受信状況が悪くて雑音が多く、聞き取りにくい地域もあります。

災害時における最重要項目は住民避難の適切な誘導です。そのためには、市民に対し避難にかかわる情報を的確に確実に伝達し、そして市民が情報の意味合いを理解することが必要です。防災行政無線の難聴地域の解消と市民の避難情報の意味合いの理解向上の方法について市の対応を伺います。

5点目、要支援者の個別避難計画および情報の提供について。飛騨市地域防災計画、第2編、第1章、第14節、9項に災害時要援護者に関する情報の把握、共有及び避難支援計画の確定等、災害時要援護者の避難誘導體制の整備に努めると規定しています。また、第16節第2項に避難行動支援者名簿の作成と避難行動支援者本人の同意を得たうえで、警察者、民生委員・児童委員、社会福祉協議会、区・自治会、自主防災組織に名簿情報の提供をすると規定があります。さらに、国は災害時に支援が必要な高齢者・障がい者らを記した名簿の作成を市町村に義務付け、1人ひとりの支援役・避難手段をまとめた「個別計画」の策定を促しています。大きな地震災害時に支援が必要な高齢者・障がい者を避難させるには、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の関係機関のみで避難させるには非常に厳しいと予想されます。

地域の区、自治会、自主防災組織に避難要援護者名簿の提供や個別計画の作成に参画させて、民生委員・児童委員、社会福祉協議会の関係機関と地域が一体となつての「個別計画」づくりが、より現実的な方策と考えますが、市の考えを伺います。

6番目、市道の安全確保について。大阪北部地震で、ブロック塀の倒壊により児童を含め2名の方が亡くなりました。このような事態が起きないように、市は通学路のブロック塀の点検を実施した結果、設置数301カ所のうち不具合のある箇所が175カ所と58.1パーセントとたいへん多くの箇所が不具合と報告されています。この対策として9月補正予算に通学路沿いの危険な民間ブロック塀等の撤去にかかる費用の一部を補助する費用として150万円を計上し支援することになっていますが、市が所有者に撤去の要請を行っても任意に応じてくれない場合は、民事手続きが必要となり時間的に短時間で処理することは難しいと思われれます。道路の交通に危険を及ぼす樹木、工作物の存在に対応するため、道路法44条は、条例で定める基準に従い沿道区域を指定し、その区域を公示することにより、危険を防止する為に、当該管理者に対して、危険を防止するための必要な処置を講ずることを命じることができ、従わない場合は、10万円以下の罰金に処せられるとともに、必要に応じて行政代執行を行うことができるようになります。ブロック塀を速やかに撤去するために、また、市道に危険を及ぼす樹木の伐採、危険を及ぼす看板、自動販売機等の撤去ができるように「沿道区域を指定する基準を定める条例」を制定する考えがあるか伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

危機管理のお尋ねでございます。私からは、1点目の危機管理マニュアルの策定につきましてのご答弁を申し上げたいと思います。

災害時を含めまして危機管理が必要な状況というのは、いろいろあるわけでありまして、けれども、広範な危機に対するマニュアルをつくっておくというご提案でございます。これは必要不可欠なことではないかと思っておりますが、一方で実際に危機管理状態が発生をいたしますと、頭の中がですね、真っ白になるということは誰しもあることでありまして、そうしたときにロッカーの中から小さな字で細かく書いてあるマニュアルを取り出してきて、文章を読むということは現実的にはかなり難しいことであると思っております。そういったせっぱ詰ったときになりますと「目で字を追っていても頭に入っていない」というふうになるのが人間でございます、そうしたことを前提に考えなくてはいけないと思う思います。

元来、マニュアルというのは「それをもとに実際に訓練を繰り返してみ、あるいは実地を繰り返してみ、初めて役に立つ」というものでございまして、それを見ながら対応していくものではないとこのように考えております。まして、地域防災計画などは、これはやはり計画でありまして、災害発生直後の対応マニュアルにはならないものだとこのように考えております。

もちろん個々の事案に対する対応マニュアルというものは、各部局で作成をされておるわけでありまして、今お尋ねになられているような広範な危機管理ということになりますと、マニュアルということよりはむしろ、やるべきことを大きな字で箇条書きにしたチェックリストのようなものが役に立つのではないかと考えておりまして、そうしたものを改めて準備していくことが必要ではないかというようなことを思っております。ごくシンプルなものになると思います。

危機管理の手順というのは、一般的に、まず1番目に危機状態の発見、これがございます。2番目に初期の対応がございます。3番目が封じ込め。そして4番目が平常への復帰。5番目がそれで教訓をどう得るか、ということでございます、それらに対してそれぞれの立場でのチェックリストを設定していくということであろうかと思っております。

市長の立場、私の立場から見ますと、やはりこうした流れのときにいくつかのチェックポイントがあるというふうに、頭の中では思っておりまして、まずは、危機状態の把握。とくに被害者がいるかどうか、これをチェックすること。これが1点目。それからその次に現地の責任者と現地との連絡手段をどうとるか、これが2番目です。それから3番目、それを踏まえて対応方針を決定します。その際に法令・制度の適応可否検討

をあわせて行う。これが3番目です。そして、4番目に対応実行の指示をいたします。ですからこの間が非常に短い、本当に短い時間で行われるということです。そしてそれを市民に対して広報をする。そしてマスコミの対応をする。そして一通りこれが終わった段階で教訓、再発防止を含んだ教訓をまとめていくとまさしくこれがPDCAということになるわけでありましてけれども、こうした流れがあるということを思っておりまして、いろんな危機があった際に私自身もそうした頭の働かせ方をしながら対応していると、こういうことでございます。

私自身の市長就任後、この2年半をとりましても、いろんな危機がございまして、例えばタンクローリーの横転・油流出事故というのがございました。それから山之村だいいんマラソンでスズメバチ被害が起こると、こうしたこともございました。それから先日の台風21号、これは自然災害に起因するものではありませんが、大規模停電というこうしたこともございましたし、市役所の中を見ましても例えば繰り返し執拗な要求を受けるとか、電話とか手紙で個人を攻撃するような事態が起こる。これも危機でございます。そうしたことは、いつでも起こりうるということであったのではないかと思いますし、そうした際にその都度対応してきたわけでありまして、今申し上げたようなことを頭の中で動かしてきた。それをチェックリストの文字にして、もう少し詳しいかたちのしかもシンプルなものにして、持っておくということが恐らく今後役立つのではないかと思います。そうしたものを危機管理マニュアルに代えてやっていきたいと思っております。

あと参考までに申し上げますとそうしたときに思っておりますのは、やはり想像力であるというふうに私は感じておりまして、現場でどんなことが起こっているのだろう、あるいは、苦痛を感じておられる方が何にどう苦痛を感じておられるのだろうということ。それからその現場の状況がどうなっているのだろうというようなことを想像できる力がとくに私、市長にとっては求められるのではないかと思います。思っておりまして、普段から例えば出張でまちをめぐるときにこのところかこうなったらどうなるだろうとかですね、そうしたことを想像しながら自分自身も訓練といいますか、その感覚を研ぎ澄ましていくことも大事じゃないかと思っておりますので、そういったことも含めまして、危機管理のマニュアルといいますか、チェックリストのようなものに反映させていきたいと思っておりますのでございます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔教育長 沖畑康子 登壇〕

□教育長（沖畑康子）

私からは学校の危機管理マニュアルについての答弁をさせていただきます。議員ご指摘のとおり、現在、学校の危機管理マニュアルは、「子どもの命を守るため」の視点で作

成されていますので、学校管理職、教職員に関する危機事案発生時の対応マニュアルは掲載してございませんが、教育委員会も学校も危機事案発生時の対応の鉄則を双方が共有し、迅速な対応をすることが重要であると認識しています。

そこで、校長会等の管理職研修会の場合には、危機事案発生時の対応の鉄則について周知徹底を図ったり、具体的事例をもとに研修を実施したりしているところがございますが、具体的には、「まず危機事案が発生・発覚した時点で、速やかに市教育委員会に報告すること」、「事故・救急搬送などにつきましては、学校のほかに事故現場、病院、警察等の関係機関に教職員を配置し、詳細な情報の収集を図り、情報網を整備すること。状況に応じて教育委員会職員を学校へ派遣しまして教育委員会との連携を図ってまいります」、また、「時系列での事実の記録と確認、生徒・保護者対応の職員の役割分担、問い合わせ窓口を一本化すること」などがございます。

こうした内容を「危機事案発生時の対応」として簡潔にまとめ、学校の危機管理マニュアルとして学校と教育委員会の双方が共有することは、日々手元において確認を何度もすることができ、事案発生時に適切な対応を図ることにつながるのではないかと考えておりますので、さっそく取り組んでまいりたいと思っております。

なお、危機事案は、さまざまなケースがございますので、時々で対応が変わります。詳細なマニュアルはかえって混乱を招くことも考えられます。学校から市教育委員会に第一報が入った時点で、市教育委員会は県教育委員会、学校長と連携して対応にあたっておりますので、詳細については、その場で状況を判断し、それに応じた対応を市教育委員会が中心になって決定してまいります。

さらに危機事案発生時の対応について、訓練・評価・改善を図り、実効性を高くすること、発生後の調査・検証・報告・再発防止のサイクルを実施することも、議員が申されますように重要であると考えております。市内の事案だけでなく、広く県内・全国で発生した事案を踏まえ、対応の検証、再発防止について検討し、日々の対応につなげてまいりたいと考えております。

〔教育長 沖畑康子 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔危機管理監 坂田治民 登壇〕

□危機管理監（坂田治民）

私のほうからは3項目めの避難情報の発令運用マニュアルと危機管理型水位計の設置について、お答えいたします。

市内の河川で、氾濫危険水位、避難判断水位、氾濫注意水位、水防団待機水位の基準が定められているのは、指定河川である宮川、荒城川、高原川の3河川であり、それぞれの観測所は古川大橋、向町、西里橋に設置されています。

昨年6月ごろに県からタイムラインの見本として示されたのが、それぞれの水位に達

したら、避難勧告等を発令するというものでした。例えば、避難判断水位に達したら避難準備・高齢者等避難開始、氾濫危険水位に達したら避難勧告等をそれぞれ発令するようになっておりましたが、飛騨市では以前から洪水による災害が最も多く、高齢者等も多いことから県の基準よりも水位の設定を低く設定し、氾濫注意水位がでたら、避難準備高齢者等避難開始、避難判断水位に達したら、避難勧告というように時間の余裕を持って避難できるようにタイムラインを設定しています。解除についても同様であります。

土砂災害については、基本的に県と気象台が発表する土砂災害警戒情報が発令されて、5キロメートル四方に囲まれた地区に避難勧告を発令する手順になっています。県・気象台もおおむね危険状態に至る3時間程度前に発表されるようになっており、避難のための時間の余裕はあります。

市の避難勧告等の発令については、市長の判断によりますが、市長と連絡がとれない場合は、副市長、総務部長、部長の序列にしたがって判断をするようになっております。

次に小河川に対する危機管理型水位計の設置についてですが、市では平成16年台風23号の被災以来主要河川のダムの建設、堤防の整備、河床の掘り下げ等で以前よりは安全性が増していますが、その反面、中小河川による被災の可能性が増してきました。

危機管理型水位計の設置要望について県から調整があり、小鳥川・山田川・殿川・戸市川の4河川について要望をして、設置可能との回答を受けており、年内にも一部設置されます。

また7月には吉田川・稲越川・黒内川・畦畑川の4河川を追加要望しました。

危機管理型水位計について現在県から説明を受けているのは、河川の断面積の3割に相当する水位で起動し、7割に相当する水位を県統一の氾濫危険水位相当、避難勧告とするということですが、飛騨市の場合、河川が短く、急流であることからタイムラインと同様の考えでそれより低い水位で避難勧告等の発令基準を設定していきます。この際、地元の河川をよく知っている消防団や区長の意見をききながら、基準を設定するとともに避難すべき地域も含め検討いたします。

〔危機管理監 坂田治民 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

4点目のご質問にお答えいたします。防災行政無線の難聴の解消についてでございますが、屋外拡声器の不具合については、地域ごとに音量・拡声器の向き等の調整を年間保守点検の中で行っております。

しかしながら周囲の山に反響して聞き取りづらい地形的状況についての対応や天気・天候・季節等のさまざまな自然状況の変化への対応は技術的に困難であることから、昨年度末より放送内容を電話で確認できる電話応答サービスを導入しました。

豪雨災害があったことし7月の実績は、前月6月の62件に対しまして、357件で、とくに7月5日から8日までの間は、213件の問い合わせの実績がありました。このように災害時の電話応答サービスは効果があったと考えております。

この電話応答サービス開始にむけては、同報無線・区長配布・広報ひだ・ケーブルテレビで周知いたしました。さらに市民に浸透を図るため、定期的に周知を行うとともに回線数を現状の4回線から増やし、同時多数の問い合わせに対応できるよう検討しております。

次に屋内の個別受信機につきましても、各家庭におけるアンテナの向き、設置場所、LED照明による電波障害等いくつかの要因があるため、難聴解消のための原因の特定は困難な状況にあります。

そのためとくに難聴率の高い神岡町市街地について、昨年度市民アンケートを実施し、難聴地区のおおよその特定をしておりますので、順次、各町内代表者から難聴世帯の聞き取りを行い、対象世帯の戸別訪問を実施し、聞き取り調査等を行い、屋内環境に問題があれば、適切な設置場所等への移動の助言、屋内環境に問題がなく原因の特定ができない場合等につきましては、個人負担をいただく場合もありますが、外部アンテナの設置を推奨していきます。

また防災行政無線の難聴地域の根本的な解消ができないことから、これまでも情報の伝達手段としてきました公式ホームページ・ケーブルテレビ・SNSのほか、エフエムぎふとの協定にもとづくFMラジオを使用した緊急放送等の利用可能なメディアを活用し、総合的に避難情報を提供していくよう検討してまいります。

市民の避難情報の意味合いの理解向上の方策については、今回の7月豪雨においても避難勧告と避難指示の意味を逆に理解されたり、平成28年に制定された避難準備・高齢者等避難開始の内容が十分に理解されていない状況が確認されました。

これらの避難情報の意味を取り違えると人命にかかわる事態も考えられるため、区長会・広報ひだ・市政見える化講座・飛騨市社会福祉協会の行っている見守りネットワーク等を通じて市民の理解向上を図ってまいりたいと思います。

また避難指示（緊急）についても市のローカルルールとして、その意味をより強調するため「避難指示」にかわり、「避難命令」という用語を使うことについても、今後検討してまいりたいと思っております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

私からは5点目の要支援者の個別避難計画及び情報の提供について、お答えします。

森議員及び井端議員の質問でも触れましたが、個別支援プランの作成については、ま

さに議員のおっしゃるとおりであり、行政区、自治会、民生委員児童委員、社会福祉協議会等の関係機関が一体となって取り組む必要があり、見守りネットワークにはこれらの方に出席していただいております。

古川町は6月から見守りネットワークを開催、7月の豪雨災害の関係で開催延期となっている地区以外の事業説明は終わり、現在は、個別支援プランの作成作業を着手中、もしくは終了している状況です。また、神岡町については、見守りネットワークを8月から開催しており、河合町については9月から、宮川町については、今年中の開催を予定しており、順次作業を進めていく予定です。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔基盤整備部長 青木孝則 登壇〕

□基盤整備部長（青木孝則）

6点目の市道の安全確保についてお答えします。

道路法第44条第1項における「沿道区域を指定の基準を定める条例」についてですが、これは道路管理者が道路の構造に及ぼすべき損害を予防し、または道路の交通に及ぼすべき危険を防止するため、道路に面した片側20メートル以内の区域を条例により沿道区域として指定できるというものです。

条例で沿道区域を指定した場合には、沿道区域に指定された土地、樹木や工作物の管理者は、「それらが道路の構造に損害を及ぼし、または交通に危険を及ぼすおそれのある場合には、危険を防止する施設を設け、その他損害または危険を防止するため必要な措置を講じなければならない」とされており、あわせて道路管理者は、「必要な措置を命ずることができる」としています。

しかし、実際の運用は極めて慎重に行われており、国土交通省は直轄国道で沿道区域を指定する政令は定めていません。全国でも条例を定めている自治体は少ないようで、県内でも岐阜県をはじめ条例を制定している自治体はありません。

この背景としては、道路法の適用は道路区域内に限るという原則があることに加え、私権制限を伴う道路区域外への適用をむやみに拡大すべきではないという考えがあると書かれた解説もございます。

飛騨市では、これまで道路外は基本的に所有者が管理、措置すべきものとして対応しておりますが、対策に多額の費用がかかることから、道路に支障となる立木の所有者に対し、「飛騨市危険木処理事業補助金」を交付し、伐採費用の8割を補助する制度や、このたび制度化する「民間ブロック塀等除去補助金」など所有者に補助する制度を取り組んできたところです。

市では、「沿道区域を指定の基準を定める条例」の制定については、これまで検討したことはございませんが、近年多発している地震による道路上での事故の未然防止のため

にも、道路管理の1つの方法として、他の道路管理者の状況を注視しながら、市の実情などもふまえ、条例の制定を検討してまいります。

〔基盤整備部長 青木孝則 着席〕

○7番（徳島純次）

1点、ちょっとお聞きしたいと思います。今の最後の市道の安全確保についてですが、条例制定は非常に難しいというのは理解しましたが、現実問題として危険な状況にある樹木だったり、それから先ほどのブロック塀だったりあるわけですが、こういうものを除去してほしいと市のほうから要請してもですね、それに対応してもらえなかった場合は依然として危険は残るわけですね。その危険除去をどういうふうに対応していくのか、その条例を制定するのは難しいのはわかりますが、じゃあ現実問題その非常に危険な樹木があった場合の除去はどうされるのかを伺いたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

まず、木の場合とか工作物の場合、今回のブロック塀の場合ということでいろいろあると思います。今回ブロック塀につきましては、通学路について調査を行いました。見ますと、樹木それから看板等の物的に今老朽しているんやとかいうのは調査したことがございませんので、どれをもって危険というふうになるのかが非常に今難しいところだとは思っています。今回のブロック塀に限りまして新制度として飛騨市は今行いますが、他県、他市町村、こちらのほうでは制度化されてもうやっている事例等もありますので、そういうものの状況を調査しながら啓発して少しでも安全にさせていただくというようなかたちをとりたいと思います。

○7番（徳島純次）

今回のブロック塀の除去に関して、市のほうでは150万円の補助金を整備していますが、例えば高齢者ですね、二人住まいだとか、単身の高齢者、身内がほかにいないような方、年金生活をされているような方はですね、今回の補助金だけで撤去費用をまかなえるかどうかというのは非常に不安なんです、そういうような方々への配慮という面で補助金等をそういう人たちに限って所得制限を設けるなどしてですね、補助金の増額というのは考えられませんか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□基盤整備部長（青木孝則）

今回の補助につきましては、飛騨・高山・下呂とこの飛騨市で同時に同様の条例というふうに位置付けてははじめます。先行事例等につきましては、今調査等もしておりますが、その状況の中で行いたいと思いますし、今回の調査の中でも建築基準法の中に5つの項目に絞り込んでやっております。高さが明らかに2メートル20という高さの中で

なければいけないというもの以上のものが数カ所、そのほかにつきましては、裏の控えのサポートする壁ですね、それがなくなるとか、厚みが少し足りないというものがございまして、緊急的に今倒れそうだとかという非常に危険な状態ではないというものも含まれております。ただその中でも老朽化、ひび割れ、傾き、そういう明らかに危険やというものがございまして、明らかに危険なものについては、早急に個別的にも行きながら何とか動かしてもらえるようにということです。所得のある・なしによるというのは、今後の状況を踏まえながら実績の数を見ながらその実情にあわせて再度検討していこうと思います。

○7番（徳島純次）

ぜひですね、市道の安全確保、今回は通学路だけでしたけれど、通学路以外のところでもブロック塀もありますし、いろんな危険物が介在していると思いますので、市道全体ですね、安全チェックをしていただいて、危険なものの除去につとめていただきたいというふうに思います。以上で終わります。

〔7番 徳島純次 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で、7番、徳島議員の一般質問を終わります。

次に午後に予定しておりました14番、葛谷議員の一般質問を行います。

〔14番 葛谷寛徳 登壇〕

○14番（葛谷寛徳）

改めまして、皆さんこんにちは。まず最初に今回の北海道地震をはじめ、今回の豪雨台風等で被災された皆様方に心からお見舞いを申し上げます。午後の予定でしたが、午前中になりましたので、少し戸惑っておることと、それから長い間という、議長をさせていただいていましたので、久しぶりの一般質問でございまして、たいへん不安でございしますが、さっそくはじめていきたいと思っております。

きょうは大きく2問についてお伺いいたします。

最初にですね、飛騨市総合政策指針の策定についてお伺いをいたします。飛騨市第二次総合計画後期基本計画ですね、これは平成27年度～平成31年度を終了することを控えて、この平成32年度以降の長期的な市政運営を行うための新たな指針を策定しようとして、今年度計画されておりましたこの設置を今、市の若手職員を中心に検討会がこの間設置されたということを知りました。

いろいろ聞きますと、コンサルタント等には任せずに、若手市職員みずから聞き取りや調査を、またはデータ分析などを行って、この現実と向き合うことで、職員の資質向上や地域に向き合う覚悟を決める機会にしようとして新たな組織が設置されたことは、本当に前向きで将来の飛騨市を魅力あふれるまちづくりにするためにも、意義あることだと大いに期待をいたしております。

そこでですね、第二次総合計画後期基本計画の総括等と政策転換との関連は、どのよ

うに考えておられるか伺います。また、これらのスケジュールやどのようなことに期待されているのか、市長の基本的に考え方を伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

飛騨市総合政策指針の策定につきましてのお尋ねでございます。葛谷議員から初めてご質問を賜ります。気合いを入れてご答弁させていただきたいと思っております。この飛騨市総合政策指針の策定、それから、それに関連いたしましてお尋ねとしましては、飛騨市第二次総合計画の総括と政策転換との関係と、こういうことでございます。

まず、この飛騨市第二次総合計画でありますけれども、平成22年から平成31年までの10年間の計画として策定をされたということでございまして、ちょうど前井上市長の就任後に策定されたものでございます。「市民がいつまでも安心して暮らせるまち」を将来像として掲げられたということでございます。

私が就任した時点で、すでに策定から7年経過していたということでございますけれども、振り返ってみますと「生活重視」のまちづくりに専念するというところに主眼を置かれたという認識をしております。第二次行政改革における健全財政に向けた取り組みを着実に実行するというを一方で置きつつ、政策の重点としては、小中学校の耐震化やごみ処理施設の建設などの大型事業、そして、人口減少対策として入園・入学祝い金などの創設、高齢者のいきいき健康増進券の継続という、市民生活への直接的な投資というものが多かったのではないかなというふうに見ております。そして、安心して暮らせるまちづくりというものを、その中で目指してこられたものというふうに認識をいたしております。

私自身も基本的に政策の目的という点は同じでございますので、市長就任時にこれをどうするのかというお尋ねも議会であったわけでありまして、目的が同じなのでこれを維持しつつ、その達成する政策を変化させていくんだというようなことを申し上げてきたかと思っております。

それでどういうふうに変化させてきたかということなんですが、例えば、生活重視の面について申し上げますと、一律給付型の施策というのは転換をしてきたということでございまして、先ほどの入園・入学祝い金等々を一律に広く広範に給付をするということではなくて、例えば、介護人材確保や在宅医療・介護の体制整備、こうした政策を細かに打っていく。あるいは障がい児者支援というこれまで必ずしも飛騨市で十分取り組まれていなかった分野を重点化していく。さらに、買い物弱者対策、ひとり親家庭への支援という政策課題になかなかないところを強化していく。また、あるいは健康づくりといった将来の安全・安心につながる部分についてもテーマを明確に定めていくというようなことをいたしまして、その中で新たな施策、あるいは他自治体、全

国にない施策というものに積極果敢にチャレンジをしていくということを方針としてきたわけでございます。

また、産業振興におきましては、企業誘致等を推進していくということではなくて、今ある企業の支援を重点にしていくんだという考え方をとりまして、ビジネスサポートセンターの設置、あるいは目下最大の課題である人手不足対策の観点で外国人活用を支援する、あるいは人材確保のためのPRの技術向上を図る、そして市内産品の販路拡大に取り組むといったことに重点を置いてまいりました。

また、農林漁業、ここでは飛騨牛繁殖の強化、あるいは米、鮎などの強みのある生産物の振興、そして広葉樹の森づくりというところを飛騨市の特長として取り組んできたということでございます。

また、観光振興では、これはやはり一番の課題は見るべき資源が不足しているということだ、観光振興は単にPRをすればいいということではなくて、見るべき資源の不足というものをやって、将来に対するまちづくりと合わせてやっていくんだという考え方の中で、アニメツーリズム、ロケツーリズムの推進、また、現在神岡で行っております宇宙物理学の展示施設、それからレールマウンテンバイクの新コースの設置、ドローンパークの整備、池ヶ原湿原や古川の高野山桜公園の整備といった新たな魅力づくりを重点に置いてまいりました。

その過程の中で、地域の宝を掘り起こして、活用し、市民が地域に誇りを持っていただけのようなまちにすることで、これを活力の源としていこうというふうに考えまして、まちづくり活動の振興に合わせまして、例えば古川祭の研究、そして山城、糸引き工女といった歴史研究、その活用というようなことにも取り組んでまいりましたし、関係人口の創出のために、飛騨市ファンクラブ事業というものについても力を入れてきたということでございます。

さらに、第二次総合計画の取り組みを維持をしてきたという部分について言いますと、健全財政の維持というところはこれを堅持してきたわけございまして、市債発行の規律を維持して市債残高を大幅に減らすという取り組みを進めてまいりました。その中で、国から大規模な基金が問題視されるというような事情変化もございましたので、その積立の見直しを行い、またふるさと納税の充実を図ることで、健全財政の維持というものに努めてきたということでございます。

そしてまた、こうした施策は、基本的な考え方として地に足をつけて、市民生活の課題と正面から向き合って、ないものねだりをするのではなくて、あるもの探しを徹底するという姿勢で、全国的にも例のない施策にチャレンジをするという姿勢で取り組んできたわけでございます。

で、それを踏まえて、次の飛騨市総合政策指針をどうするかと、こういうことございませけれども、基本的な考え方として、すでにもう時代は、財源配分型の計画をつくるというような時代はとうに終わったという認識でありますので、何をやると、例えば

こういう施設をつくる、ああいう施設をつくる、こういうところに投資をするというものではなくて、市が取り組むべき政策の方向性を提示するというものにしたいたいというふうに考えております。その考え方としては、今ほど申し上げてまいりましたような基本姿勢、これを念頭に置きつつ、市民生活の課題に正面から向き合っ、市民が安心して、明るい気持ちで住み続けられるような飛騨市をつくるということを目指してまいりたいと考えておりますし、人口減少先進地という言い方をしておりますが、人口減少時代の全国モデルとなれるような市政でありたいと、そういった気持ちを明らかにするものにしたいたいと考えております。

その中で、お触れになりました若手職員による検討会というものを今般立ち上げたわけでございます。

この中で、今回組織しましたのは将来課題検証チームというものを組織したわけでございます。ともすると、こういう若い職員の検証チーム、検証会を立ち上げますと、夢物語を語るということが往々にして行われるわけにありますけれども、そうではなくて、正面から飛騨市の生々しい現実に正面から向き合ってもら、そしてそれをデータの分析、フィールドワーク、ヒアリング等によって、なぜ起こっているのかということを実感を持って見ていただく。そして、人口減少によって問題が発生するにはメカニズムがございます。そのメカニズムを自分達で考えていってもら。私自身も頭の中にこうであろうというものがありますけれども、それを事前に提示するのではなくて、若い職員にまず自分で考えてみてもらいたい。おそらくこれはたいへんな作業だと思いますし、またどう活路を見出すのかというところの答えを見つけるためには、おそらく七転八倒しながら考えていかないといけないのではないかとこのように思いますけれども、こうした作業を行うことは、次代を担う若手職員の育成に必ずやつながるとこのように私は確信いたしております、その観点の中で、主査級の職員を中心に各部局と振興事務所から選抜したチームを立ち上げた、このようにでございます。

それで今後のスケジュールですが、今年度はチーム会議を定期的開催しながら、それぞれの分野の課題を検証してまいりたいと思っております。もちろん課題の報告をいただいた際には、私自身も厳しく、その内容を見て、まさしく七転八倒してもらような議論をしたいというふうに思っております。

それに基づきまして、チームの若手職員も交えながら、今度は組織として来年の夏ごろまでに具体的な総合政策指針の素案を策定したいと考えております。

平行して、市民の皆さまとの意見交換を重ねながら、市民の皆さまから具体的なアイデアや政策のヒントをいただく。こういう現実があつて、こういう理由でこの現実が生まれてきているということもお見せしながら、その中で皆様方のお知恵をいただきたいということで議論を重ねさせていただき、それを来年内には、平成31年内には取りまとめを行ってまいりたいと、このように考えているところでございます。以上です。

〔市長 都竹淳也 着席〕

○14番（葛谷寛徳）

再質問をさせていただきます。今ほど市長がいろいろ触れられてきたこの各政策、事業についてですね、やっぱり今2年半、都竹市長が担当されておるわけですが、これまでの1年目から各現場へ出かけられたとき、とくに今触れられたように地域の資源をどれだけでも見つけ出して、それを生かしていきたいということで人との触れ合いとか語り合いをされてきて、こうやって今述べられたような事業が進められております。本当にそういう意味で、この地域のすみずみまで活力が出てきているのではないかなと思っておりますし、観光関係で言いますとですね、「みんなの博覧会」であるとか、そして「小さなまちづくり応援」であるとか、そういう事業に集約されるように本当にこのひだプラすがそれぞれ中心になって連携をされながらそういう成果を上げられておるといことはたいへんこの飛驒市にとって活力の政策であると認識をしております。それで、これまでのですね、先ほども市長が触れられましたけれども、総合基本計画というのは、ちょうど飛驒市が合併して15年になるわけですがけれども、最初はこの平成16年に合併しましたから平成14年度・平成15年度で合併協議会というのがございまして、その中で1年半大きく議論されて計画がなされました。それを最初のいわゆる船坂市政が4年間担当されて、そしてその後市長がかわりまして、あとご承知のように平成20年、平成21年と2年間かけてですね、政策総点検をされ、そして先ほど述べられましたように平成22年から新しいこの第2次総合計画というのが出てきて現在に至っておるわけですが、そういう我々も過去に旧町村時代にも経験をしてきましたけれども、総合基本計画というのは各界の代表がされてですね、1年ほど審議されて大まかな部分を捉えて、何というか客観的なこういう一つの物語を書いた計画を10年間するようなそういう繰り返しをやってきたと思います。今、お聞きしますとですね、この若手職員を中心にこの将来の課題をこうやって取り上げて、そしてそれを絞り込んでこの人口減少の時代にふさわしいひとつのものをつくり上げていくということでした。そこでですね、いわゆる現在できておる総合政策審議会、これは毎年政策をチェックしていったり提言されるという審議会でございますが、それらの方々の意見というのは、将来的に反映されていくのかどうかというようなこともございますし、そしてこのスケジュールの中で来年いっぱいできあがるということですが、いわゆることは15年ですから20年を目標にしたようなというような捉え方をするのか、年度年度こういうようなこととか、やっていくのか。大ざっぱにひとつの5年の中で課題を取り上げていくのかというようなそのへんをもう少し具体的にお聞かせいただければと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

△市長（都竹淳也）

まずですね、期間的な話としては、今回の計画5年間という位置付けをしております。

そして、審議体制としては現在の総合政策審議会を母体に検討していきたいというふう
に考えております。基本的にまず、きのうの洞口議員との議論とも関連するんですが、
今回諮問答申という方向をとるつもりはなくてですね、あくまでも市が素案をつくって
皆さんに提示をしていくというかたちでやりたいとこのように思っております、ただ
その中で市内有識者の幅広い意見をいただく場として総合政策審議会をつくり、期間は
5年としている、こういうことでございます。期間の考え方なんですが、これはですね、
これが全く過去の総合計画と、過去の総合計画というのは、だいたい私の思うところ、
2000年ぐらいまでの総合計画とそれ以外の総合計画というのは大幅に異なっている
というふうに思っております、それがどう異なっているかという、右肩上がりの時
代、あるいは、財政的な出動が行えた時代というのは、必ず財政規模なり、中身が膨ら
んできますから、膨らんでいくものをさあ何に分配して使おうかということが出来るわ
けですね。課題もだいたいですね、見えてまいりまして、今の延長線上でいけば次、こ
ういう課題が出てくるというのもわかります。ただ人口の減少局面に入って、それがは
っきりしてくる時代、おおむねですね、2000年以降の中でも2010年以降だと思
うんですが、2010年以降になりますと、何が出てくるのかが全くわからないという
こういう時代です。ですので、突如思ってもみない事柄が年度途中に起こるというこ
とが本当に頻発しております、それがほとんど例えば人口の減少に起因していたり、そ
んなことがあるということが頻発しております。そうすると、10年という期間を設け
て、予算を分配していくとか資源を分配していくというような考え方がとれない。そう
いった計画がつかれないという時代になってきているというふうに認識をしておしまし
て、逆にこれは飛騨市のみならず、本来あらゆる自治体がそういう考え方をするべきで
はないかというふうに私は思っておりますので、飛騨市においても当然ながら5年とい
う範囲の中で、ただ大きな目標ですね、目標だけを定めて柔軟に政策はうっていくとい
うやり方をするのがこれからの時代の行政の運営の仕方ではないかと思っておりますの
で、つくりかたとしては、そんなかたちの中で期間というものも今申し上げたような考
え方の中で策定にむかっていきたいとこのように考えております。

○14番（葛谷寛徳）

はい、たいへんよくわかりました。やっぱりですね、20年も30年も前は十年一昔
というようなことで進んできましたけれども、やっぱり今3年、2年一昔というような
ふうで本当に毎日がこう進化していくわけですから、やっぱり5年の中でひとつこう取
り上げていくというのが妥当ではないかなというふうに思っておりますし、我々が高校
生の頃ですね、ずっと高度成長でしたからこのデジタルというかそういう進化というの
はものすごく進んできましたし、とくに今回このような時代にはですね、先般2、3日
前にもいわゆる九州へ行ってハウステンボスのなぜV字回復をしたかというようなこと
を聞いたりですね、「変なホテル」とかというところにも泊まって経験してきましたけれ
ども、本当に我々ではちょっと追いついていかないようなところがいっぱいございまし

て、とくに思ったのは、昔計算尺というのをものすごく工業でしたから習ったんですけども、何も勉強にならなかったというそういう成長の激しさというのは、今後、今からあると思いますので、やっぱりこの1年、1年がこの審議会等と連携をしながらですね、こういう方向を見出していただければいい、いわゆる基本計画になるのではないかなとこういうふうに期待をいたします。

期待をいたしまして次の質問にうつりたいと思います。2番目のですね、森林環境税と森林環境譲与税導入についての対応ですね、これをお伺いをいたします。

飛騨市はご承知のとおり、北アルプスや飛騨山脈に山々に囲まれておりまして、総面積が792キロ平方メートルの約92パーセントが森林を占めているわけでございます。この9割以上の森林を抱える飛騨市にとって今、国では森林、林業、山村対策の抜本的な強化を図るための森林環境税と森林環境譲与税が創設されることになりました。

森林環境税は国税として、都市、地方を通じて、国民が等しく負担を分かち合っ、国民皆で森林を支える仕組みとして、個人住民税均等割の枠組みを活用し、市町村が個人住民税均等割とあわせて賦課徴収するというものでございます。

この税は自治体の固有財産として、その金額を譲与税配付金特別会計に入れたうえで、市町村及び都道府県に対して、森林環境譲与税として、譲与し、その用途は市町村が行う間伐や人材育成、また担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発等の森林整備やその促進に関する費用に充て、用途等を公表しなければならないものとしています。

実施の時期につきましては、平成36年度から課税し、税率は年額1,000円といたしておりますが、森林現場における諸課題には、できる限り早期に対応する必要があるということで、新たな森林管理制度の施行とあわせて、森林環境譲与税の譲与は、平成31年度、来年4月から行うことになっています。

飛騨市も加盟している全国森林環境税創設促進議員連盟が長年、国に要望活動してきた取り組みがようやく実を結ぶことになりました。

森林環境譲与税の譲与基準についての按分は、私有林人工林面積50パーセント、林業就業者数20パーセント、人口割が30パーセントの割合とされています。

岐阜県が進めております清流の国ぎふ森林環境税も平成29年度から平成33年度までの5年間を期間とする第2期に入っています。

里山についても、森林環境税等の活用により、少しずつ整備が進んできましたが、まだまだ放置された里山林も多く残っており、さらに局地的な豪雨に起因する山林災害に対する防災、減災対策も重要になってまいりました。

飛騨市においても林業振興政策にたいへん積極的に取り組んでおられます。今年度でもですね、効率的な森林施設を支援し、林業生産活動が継続的に実施される仕組みを整えるために森林整備に対する支援として、3,000万円の支援。また森林所有者の高齢化、不在森林所有者の増加により、森林資源量の調査、境界の確認、森林所有者との合意形成には、たいへん多くの手間やコストが必要となることが課題となっています。

これらの活動にかかる経費負担の軽減を図り、森林の集約化により、計画的かつ効率的な森林整備に760万円、その他小規模森林の整備や里山環境保全事業などにも積極的に支援されています。

そのほかにも株式会社飛騨クマによる広葉樹資源を活用した商品開発や小径木材の活用拡大にも支援されています。

飛騨市議会にも毎年、林業業界や森林組合連合会等から要望や提案がありますので、この際、次のことに質問いたします。

来年4月から森林環境譲与税がはじまることから岐阜県はこれに先立ち、市町村にアンケート調査を実施したと聞いておりますが、主要な主なことだけで結構ですが、結果を伺います。

また国から詳細がまだ示されておられませんけれども、具体的には不明な部分も多いと思いますが、飛騨市が今後取り組むべき課題として間伐などの森林整備、人材の育成、人材の確保、木材利用の促進、普及啓発等、これらを実施する体制整備が必要だと考えます。

森林境界の明確化や森林整備の事業地確保、それに伴う体制整備などの課題に対して、どのように考えておられるのか。またどのように対応されようとしているのか、伺います。

また今年度の事業として、広葉樹のまちづくり自治体連携や広葉樹資源活用モデル事業を積極的に取り組まれています。これらの事業をさらに森林環境譲与税を活用してブラッシュアップできるのではないかと思います。見通しと対応を伺います。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

1点目の、アンケート調査の結果についてお答えします。

このアンケート調査は、全国の自治体を対象として国が各都道府県を経由して実施したもので、結果については8月末日までに県から国へ報告され、現在その集計が行われております。

飛騨市としては、譲与税の使途として集落座談会の開催などを通じた森林現況や経営意欲の把握、公共建築物の木造化・木質化、普及啓発のためのシンポジウムや検討会の開催、専門職員の登用、基金への積み立てなどを検討中であると回答したところです。

国の示したスケジュールによれば、9月から10月にかけて今回調査の集計結果が各都道府県及び市町村にフィードバックされることとなっているため、市としては現在その報告を待っているところです。

次に、飛騨市が森林整備において今後取り組むべき課題、及び対応についてお答えします。

今回の新たな森林管理システムの導入と森林環境譲与税の創設については、飛騨市としても安定した財源のもとで森林整備が推進できるものとたいへん期待を寄せていま

す。現在、民有林整備が進まない大きな要因として、木材需要の低迷、林業の担い手不足、所有者及び境界が不明確な森林の存在、森林経営に無関心な所有者の増加などが挙げられます。それらの課題解決にむけて、譲与税を効果的かつ効率的に活用する必要があると考えています。

具体的には、取り組みを大きくふたつの柱として掲げています。ひとつは「森林整備事業」、もうひとつが「林業・木材生産等振興事業」の分野の取り組みです。「森林整備事業」としては、森林所有者の経営意欲の確認、境界の明確化、主伐・間伐等の森林整備と林道整備等の付帯事業が挙げられます。「林業・木材生産等振興事業」としては、林業人材の育成・確保、木材利用推進、それらの普及啓発に充てることとしております。残りは当面、基金への積み立てを検討しております。

ただし、安易に新たな森林管理システムを活用することは所有者の森林整備に対する意欲減退を助長させることにもなりかねないため、あくまでも森林所有者自らが森林経営を行う仕組みを第一に考えるべきものと考えております。また、新たな森林管理システムの導入による事務の大幅な増加に対応できるよう、人的体制の整備を含めた総合的な対応について検討が必要と考えているところです。

最後に、譲与税を活用した広葉樹のまちづくりの推進についてお答えします。

現在、飛騨市が推進しております「広葉樹のまちづくり」が、今ほど申し上げた柱の一つである「林業・木材生産等振興事業」における重点事業であることは議員ご指摘のとおりです。その点からすれば、これまで一般財源で実施していた事業、あるいは補助事業年度が終了する事業などに充てていくことにより、引き続き広葉樹のまちづくりを力強く推進していくことができると考えています。

他方で、森林環境譲与税は用途の公表が求められていることから、森林環境税及び森林環境譲与税創設の主旨をしっかりと踏まえ、関係事業を推進してまいりたいと考えています。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

○14番（葛谷寛徳）

今、林道や作業道の整備にも何とか活用していきたいということがありました。やっぱり今のこの豪雨の災害等で林道がかなり寸断されたところもありますし、補助金、交付税でまかなえないところも多々あると思います。何とかですね、こういう大きな災害のときに今からも頻発して発生すると思いますので、そういう林道整備、作業道でもですね、やっていただきたいなこう思っております。

今のある意味では限られた譲与税の税ですから、おそらく飛騨市に見込まれている金額では2,000万円から3,000万円というようなことも予想されますけれども、その部分であまり大きな期待はできませんけれども、この今の山林の倒木であるとか、危険な樹木の伐採であるとかというようなところもまかなっていけないのではないかなと思っておりますが、そのへんの詳しいことはまだはっきりしていないかもしれませんけ

れども、そのへんの電線のですね、こう今停電になるようなところの邪魔になるような山林を伐採するとかそういうようなところはやっぱり電力会社に任せるだけで市はというようなことはないわけですか。そのへんだけちょっとお聞きしたいと思います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

森林環境譲与税でございますが、具体的な現在想定される金額につきましては、平成31年度から2,300万円程度、あと段階的に増えていくといった状況でございます。現在今ご質問の森林伐採、今回の譲与税につきましては、現在林業経営が行われている森林で手入れが行き届いていないところを手をかけていくといった主旨の譲与税でございますので、そういったものの対応は難しいかなということで思っておりますが、そういった林業事業の中で、そういった電線等そういった場所、場所にもよるかとは思いますが、そういった中で今後対応できる部分があるようであればまたそういったこともできるかなというふうに思っております。

○14番（葛谷寛徳）

やっぱりですね、国に用途を明確に報告しなならんので、なんでもかんでも使うというわけにはいかないと思います。ぜひですね、今後このいわゆる譲与税等が増えていく税でございますので、ぜひこのひとつの用途をですね、明確にさせていただいて、この活用をしていただきたいと思っております。本当にたいへん今の豪雨でですね、森林の整備がたいへん民有林も市有林もですが、複雑な状況に傷んでいるところが多々多々ありますので、そのへんもひとつですね、こういう税を活用しながら今後進めていただければと思っております。

以上で私の一般質問を終わります。

◎議長（高原邦子）

以上で14番、葛谷議員の一般質問を終わります。

〔14番 葛谷寛徳 着席〕

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで休憩いたします。再開を午後1時といたします。

（ 休憩 午前11時41分 再開 午後1時00分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

午前に引き続き一般質問を行います。9番、中嶋議員。

〔9番 中嶋国則 登壇〕

○9番（中嶋国則）

議長のお許しを得ましたので、大きく3点について質問させていただきます。私の一般質問の予定時刻は、午後2時ころということでしたけれども、1時間早まりました。テレビを見られる方に「2時ころですよ」とお伝えしたんですけれども、少しちょっと戸惑っております。

それでは、大きく3点のうちの1点目は、トレーニング施設建設について。2点目は森林公園の整備について。3点目は、こどものころクリニックについてです。

まずはじめに1点目のトレーニング施設建設について質問いたします。都竹市長が就任された平成28年度にアンケートをとられております。市民1,000人に対しまして、健康・運動・スポーツに関するアンケートを実施されました。その中でスポーツ施設に関する設問に対しまして、トレーニングジムが市全体でもまた古川町でも1位になったとそういう報告がございました。それを踏まえて6月議会におきまして、井端議員が一般質問でトレーニングセンターの建設を取り上げられました。市長の答弁では、スポーツ施設整備計画検討委員会に諮り、優先順位の高いものから来年度予算に何らかのかたちで反映したいと申されました。ですから来年度予算に反映されることをたいへん期待しておりますので、答弁のほどよろしく願いをいたします。

さて名古屋グランパスエイトは、先の9月1日に行われた試合で見事勝利し、平成23年以来の7年ぶりの7連勝を達成しました。7月における飛騨古川キャンプ、ホテル季古里での合宿により、その成果があったのではないかと思う一人であります。

グランパスエイト関係者からの要望もありますトレーニング施設をホテル季古里付近に建設し、すぱーふる利用者や市民も使用できるような施設の建設ができないかをお伺いをいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

お答えいたします。名古屋グランパスエイトの飛騨市キャンプを引き続き実施していただくためには宿舎でありますホテル季古里やふれあいグラウンド周辺にトレーニング機材の配備が必要であると認識しております。

これまでも申し上げているとおり、このトレーニング施設をはじめさまざまなスポーツ施設整備のご要望をいただいておりますので、現在各施設の必要性や事業効果などの論点整理と概算事業費を算出し、それに必要な財源の検討を終えました。

そして7月にはスポーツや健康づくりに造詣のある有識者で構成する策定委員会を開催し、その中で当該トレーニング施設は「すぱーふるを内部改修してトレーニング機器

を配備する」素案を提示し、議論をいただいている最中ですのでご理解をお願いいたします。

なお、整備計画の進捗については、当初3カ月ほどで案をまとめていただく予定でしたが、委員から「もっと時間をかけて慎重に検討すべきではないか」、「いろいろな要望があることを知らなかった」、「要望の本旨がわからない」、「整備後の利用が見込めるのか」などの多くの意見がでていますので、もう少し時間をかけて議論を深めていただくために、この後、一つ一つの施設について集中的な委員会開催を予定しております。

ただし、本計画策定は昨年来の時間的に遅れている課題でございますので、策定委員会で十分にご議論をいただいたうえで、年度内に計画をまとめ優先順位の高いものから、来年度予算で反映したいと考えております。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○9番（中嶋国則）

ただいまの答弁では、名古屋グランパスエイトの対応としては、すば一ふるを内部改修をして建設したい、そういう検討中であるという答弁でありました。それについてですね、そうしますと、ちょっと話題を変えて、今年度の予算でですね、神岡町の桜ヶ丘体育館にトレーニング機器がリニューアルをされました。聞くところによりますと、今月の19日にオープンするというをお聞きをいたしております。そこで、今のすば一ふるの内部改修ということについて、市民向けにも当然これに市民の希望が1位であったんですけども、それもあわせてすば一ふるに検討するということでよろしいんですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

すば一ふるを改修する利点と申しますと、やはり温泉利用がそのあとできるということかなということを思っております。そういった意味では市民の方にも利用していただけるような機材の配備が必要かと考えております。

○9番（中嶋国則）

確認の意味でお尋ねをさせていただきます。そうしますと、前にですね、計画のあったトレーニング施設というのはもうつくらないということによろしいんですよ。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

平成28年度に計画をしておりましたトレーニング施設につきましては、違うかたちで市民やこういった誘客利用ができるトレーニングジムということのかたちで今現在進めさせていただいております。そうした意味で桜ヶ丘体育館の改修と現在のすば一ふるの改修を素案にあげて計画をしているということでございます。

○9番（中嶋国則）

私の質問が悪かったのかもしれませんが、当初古川町の駅裏、若宮駐車場につくる計画があったんですけれども、それにかわるものがこのすば一ふるのものですかという確認です。私、賛成・反対を問うものではないんですけれども、そのへんの確認をさせていただきたいんですけれどもお願いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

はい、そういうご理解で結構かと思います。

○9番（中嶋国則）

はい、ありがとうございます。たいへん財政の厳しい折ですので、やっぱりそういうことになったんだろうなと思って理解をさせていただきます。

次の質問にうつります。森林公園の整備につきまして、4点伺います。

1点目、受付管理状況等について。2点目、豪雨災害等の避難所として利用できる建物を早急に建設すべきと考えますが、いかがでしょうか。3点目、多目的の屋内体育館の整備をぜひ森林公園にお願いをしたいと思えます。4点目、歓迎看板の修繕または、建て替えを求めます。

それではですね、具体的に詳しく申し上げたいと思えます。1点目の森林公園受付管理状況等につきまして質問をいたします。森林公園のスポーツ施設の受付事務所である林業センターが4月から無人化になり、受付はサン・スポーツランド野球場のほうに変更になりました。変更された理由は、林業センターが耐震の建物でないから無人化したとのことです。無人化されて5カ月あまり経過しますと、人が中に入らないということで、建物は廃墟のようなそんな感じになり、壁は剥げ落ち、たいへんみすばらしい状況になっています。4月から8月までの利用状況は、昨年と比較してどのようになっていますでしょうか。また4月から8月までに苦情等はありませんでしょうか。

2点目、豪雨災害等の避難所として利用できる管理棟の建設を求めます。林業センター及び管理棟については、昭和53年12月に竣工し、約40年経過しています。この建物は、ご承知のようにたいへん老朽化しており、以前から壁の部分が相当剥がれるなどしており、森林公園のシンボリックな建物としては、外観がたいへん見苦しく、イメージを大きく悪くしています。今にも外壁が剥がれ落ちそうなそんな状況にあります。また、雨どいはさびて朽ちてなくなっているそんな状態であります。

前にも申し上げましたように林業センターは、災害時の緊急避難場所に指定をされています。しかし、耐震ではありません。平成11年の9.15災害では、避難勧告により信包区民や谷区民が林業センターに避難し宿泊をしたことがあります。また、ことし7月の豪雨災害では、林業センターに24世帯58人が避難されました。

五ヶ村地域には、5つの公民館、集会施設がありますが、寺地公民館を除く4つの集

会所については、耐震ではなかったり、過去には洪水被害に見舞われるなど、安全な避難する場所がない状況です。

今回の災害対応を踏まえ、また、将来の地震に備えて緊急避難場所施設として、森林公園の管理棟を改築し、安心・安全な宿泊できる避難場所の建物に建替えるべきと考えますが市の見解を伺います。

3点目は、森林公園に屋内体育館の整備を検討すべきと考えます。シニアクラブの方からは管理棟に隣接しているテニスコートは老朽化し、使用されていないので、ここを有効に利用すべきとの意見があります。管理棟と宿泊棟を取り壊して、グランドゴルフ場をはじめ多目的に使用できる屋内施設を建設できませんか、市のお考えを伺います。

最後の4点目ですが、歓迎看板の建て替えについて質問します。

森林公園入口に「歓迎・飛騨市・森林公園」の高さ6～7メートルの大きな看板があります。木製の看板ですが以前から朽ちて何枚かの板が剥がれて落ちています。8月の終わりにも1枚落ちましたし、さらに9月に入りまして、台風21号の強風により、新たに2、3枚の板が剥がれました。幸い事故につながらなかったのも、ほっとしたところですが、台風シーズンでもありますので、突風により通行の車に被害が及ぶ恐れもあります。この歓迎看板の早急な修繕または取り壊して新しい看板を立てるべきと思いますが、市のお考えを伺います。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

順にお答えを申し上げます。1点目の受付管理状況等についてですが、森林公園の各施設であります、サン・スポーツランドふるかわ野球場、森林公園野球場、陸上競技場、テニスコート、林間広場、キャンプ場の管理及び利用受付は、指定管理者である飛騨市森林組合が対応しておりますが、林業センター管理棟内にあった利用受付窓口が閉鎖となった以降のこの4月から8月までの利用者数は、6,439人となっており、昨年の8,734人に比べ26.3パーセントの減となっております。利用者からの苦情については直接は伺ってはおりませんが、以前に比べ不便をおかけしているのではないかと認識しております。

理由といたしまして、受付窓口が、平日は上野にある森林組合事務所で、土日・祝祭日はサンスポーツランドふるかわ野球場管理棟と曜日で異なっていることと、受付時間が午前8時から午後5時までで、当日の午後5時を過ぎてからの利用申込みは受けていないためでございます。今後の窓口業務のあり方については指定管理者と協議をすすめていきたいと考えております。

次に2点目の豪雨災害等の避難所として利用できる建物を、についてでございますが、先の7月の豪雨災害時にも、高台にある森林公園一帯は殿川の洪水懸念から周辺住民の

避難所としては良い場所であるとは思いますが、森林公園内の施設整備と避難所の指定とは別個の問題と考えております。

このため、森林公園の施設として何をつくるかという中で、それを避難所として使えるかどうかを検討し、もし、避難のためだけの施設をつくるのであれば、これは別途に議論していただくべきものと考えております。

3点目の屋内体育館、グラウンドゴルフ場の整備を、についてございますが、屋内運動場につきましては、これも6月議会の井端議員のご質問でお答えさせていただいておりますが、飛騨市シニアクラブ連合会からは10年以上にわたり非常に強い要望が寄せられ、機会あるごとに強い願いを伺っているほか、市民の皆様からもお声をいただいております。

市といたしましては、冬季の高齢者の体力低下と閉じこもりを防いで健康寿命の延伸を図ること、スポーツ少年団や部活動の屋外スポーツの冬季練習機会を提供できることなど整備効果の高い建物を想定して、現在スポーツ施設整備計画の中で検討を行い、しっかりと位置づけていきたいと考えております。

建設用地については、建物の規模として40メートル掛ける60メートルの広さをもつ建物が想定されておりますので、現在の森林公園管理棟及び隣接テニスコート2面もその候補地であると考えており、その旨をスポーツ施設整備計画素案の中で提示させていただき、策定委員会での議論をいただいているところでございます。

最後、4点目の歓迎看板の建てかえについては、議員ご指摘のとおり、歓迎看板の老朽化について、危険であるため、今年度撤去する方針で、すでに撤去工事を発注しております。新たな看板設置にあたりましては、来年度実施したいと考えております。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○9番（中嶋国則）

再質問させていただきます。いま受付は不便で迷惑をおかけしているという話でございました。苦情が教育委員会のほうには届いていないというそういう話でしたけれども、私のところへは何人かの方から不便であるという、そういうご意見がございます。具体的に申し上げますと、やはり上野のJAにあります森林組合の事務所へ行くというのは、たいへん不便だと。先ほども答弁にありましたように8時から5時までだということですね。あそこが無人化になる場合は、やはり平日でもどなたかがいらっしゃったんですね。やっぱり外の芝生の管理、花壇の管理、そういったことをしながら受付の事務をされていたということで、必ず平日には1人、あるいは忙しいときには2名の方が、これ臨時職員の方でしたけれども、対応されておりました。そういう意味でやはり担当部としてもそのへんのところをしっかりと考えられなかったのかどうか。もう少し具体的に言いますと、夜ですね、森林公園にナイター照明がついていたからテニスをしようと思って行くと。ところが5時以降ですから誰もいなくてテニスをするのができなかつたということも直接聞いております。やはりそのへんのサービスがですね、何と言いますか、

欠如しているというふうに思うわけですが、そのへん担当部としてのそういうことを考えられなかったのかどうかをお伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

年度当初の指定管理者側との協議では、さきほど議員もおっしゃられましたけれども、建物の耐震化がないというようなことで、そういった耐震性がないというようなことと、宿泊機能を4月からなくしたということで、管理人を森林組合のほうへ移すという協議でございました。その当時は、電話受付等の対応で対応できるという協議で許可をさしていただきましたけれども、今現在そういった苦情とかそういった問題が生じてきております。残るシーズンと言いますか、11月ごろまでまだ3カ月ありますので、もう1回そこらへんの受付体制も含めまして、森林組合のほうと協議をさせていただきたいと思っております。

○9番（中嶋国則）

じつはですね、私やっぱり指定管理者は森林組合ですので、森林組合へおじゃまして、担当者の方にお話をお聞きしました。そのへんの細かい契約内容は、契約書に書かれていないということで、とくにことしはですね、管理費として64万9,000円が減額になっているということもございました。ですから64万9,000円は、そういう管理も含まれてのことですということで、たいへん森林組合もですね、忙しいということもありましてそういったことは、担当課のほうへもある程度は伝えているというようなことをおっしゃいましたので、そのへんをやっぱり市としてですね、担当課として、市民サービスをやっぱり本当に真剣に考えていただきたいと。やっぱりテニスをやりたくても、平日ですけどね、留守なんだと、夜行っても留守なんだということ、そういうことを私のほうへは聞いておりますので、ことしはシーズンがもう終わりに近いですからいいんですが、来年以降のことについてお尋ねしたいと思うんですけど、今言いましたように指定管理するうえにおいて、来年以降は募集をされるのかどうか、そのへんもお伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

当該施設の管理業務につきましては、引き続き指定管理に出したいということでいま庁舎内の制度運営委員会のほうで協議をさせていただいているところでございます。

○9番（中嶋国則）

森林組合の方にお伺いをしますと、申し入れをしてあるというような、そんな話があったんですけど、申し入れというのはその指定管理を辞めたいというような話は届いていませんか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

森林組合のほうからはこの期をもって辞退したいということをお聞きしております。新たに指定管理者の募集をさせていただくわけでございますけれども、万が一、そういった手をあげる団体が無かった場合につきましては、また別途の方向を協議、考えていかなければならないと考えております。

○9番（中嶋国則）

シルバーの方にお聞きしますと、やはりそういう草刈りであるとかあるいは花壇の整備であるとか、受付も含めてですけれど、あのグループをつくってやってみたいなとそういう方があります。ただこれ、指定管理じゃございませんので、私としては直接その管理運営をしたらどうかと。森林組合に任せる前の状態に戻して、そういう臨時職員の方、1人ないし2人で、今申し上げましたようにグループでですね、5人とか6人つくれば、シルバーの方でも十分できると思うしというそんな意見も聞いておりますので、ぜひ市の直営、受付管理等できないか、検討をお願いしたいと思っております。いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

担当しております生涯学習課スポーツ振興係もたくさんの施設を抱えておまして、直接すぐに直営ということになりますと、またかなりの負担になるのかなということは思っております。ただ今議員が提案していただきましたようなシルバーへの委託とかそういったような制度につきましてもいま一度、検討させていただきまして、次回の指定管理者制度運営委員会のほうでもう一度協議をさせていただきたいなということを思っております。

○9番（中嶋国則）

それでは、最後の質問にうつります。飛騨市こどものこころクリニックについて3点質問をさせていただきます。1点目は、飛騨市こどものこころクリニックのスタートして10カ月余りが経ちましたけれども、現状と課題について。2点目、赤字経営が続くようですけれども、黒字経営は何年後を目標にされますでしょうか。3点目、将来の展望について伺いたいと思っております。

まずはじめに1点目の現状と課題について質問いたします。ご承知のように平成29年11月6日に飛騨市こどものこころクリニックが開所されました。自治体による児童精神科診療所としては、全国初のケースとしてたいへん注目されています。

開設から10カ月余り経過しましたが、平成29年度の決算内容と平成30年度予算について、質問しながら市民の理解を深める一助になればとそんなふうに思っております。

す。

まず平成29年度決算によりますと、決算額は5,803万4,000円となっております。この内訳は、保健センター改修工事費4,521万3,000円とこどものころクリニック開設準備費、1,282万1,000円であります。こどものころのクリニックの会計は、国保診療所特別会計でありまして、その金額ですけれども、歳入が594万2,280円。歳出が528万2,874円となり、一般会計からの繰入金等があり、実質的な収支は、402万932円の赤字となっております。職員体制については、平成29年度は、児童精神科医師2名、非常勤臨床心理士1名の3名体制で毎週月曜日のみの診療が行われました。平成30年度の職員体制は、児童精神科医師2名、臨床心理士2名、看護師兼保健福祉士1名、嘱託事務員1名の6名体制で週5日の診療が行なわれています。平成30年度予算では、一般会計からの繰入金が3,319万7,000円、市債190万円の赤字予算となっております。8月末現在、クリニックを受診中の方、および予約待機の方が250名ほどであると担当者からお聞きしました。質問の1点目でございますけれども、この待機中の250名の予約状況について、市町村別の人数、現状と課題を伺います。

2点目、当分の間赤字が予想されますが、黒字経営は何年後を目標にされますか。

3点目、児童精神科医療は、診察室において完結していくものではなく、子どもを取りまく家庭をはじめ地域や学校の環境を調整していくことが求められます。加えて、飛騨市発達支援センターとの連携も必要であります。将来の展望についてどのようにお考えか、お伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔市民福祉部長 柚原誠 登壇〕

□市民福祉部長（柚原誠）

1点目の現状と課題についてお答えします。

こどものころクリニックは、予約患者と受診中の患者の合計が255名を超えました。年齢別では、保育園以下のお子さんが20パーセント、小学生が45パーセント、中学生が25パーセント、高校生や親等が10パーセントです。市町村別では、高山市が55パーセント、飛騨市が35パーセント、その他が10パーセントとなっております。

現在、予約してから初診まで10カ月ほどお待ちいただく状況となっております。飛騨市の患者さんの場合は、初診までの間、ただ待っていただくのではなく、発達支援センターが関わり、診療までの相談や支援を実施しています。

初診は1時間、再診は30分の枠で医師が診察をしています。その診察とともに、臨床心理士や看護師がアセスメント、心理検査、ペアレントトレーニング、医師の診療補助などを行っており、マンパワー的には余裕のない状況になりつつあります。

今後は、医師の再診時間を短縮し、1人30分枠から15分枠へ移行することも検討

を始めています。しかし、症状が重く治療に時間を要する患者さんが多いことや、診察時に教員や支援員等に対し助言や説明をする必要もあり、その場合には、診察に1時間以上を要する場合もあるため、短い診察枠での対応も難しい場合が多々あります。

また、医師の診察時間を短縮した分は、臨床心理士が患者の治療、心理面談をすることになるため、臨床心理士の業務が増え、増員が必要になりますが、運営体制上、慎重な判断が必要と考えています。

丁寧な診療で、治療していくことを基本としていますが、多くの患者さんへ対応しようとすると、相反していく部分があり課題となっています。

次に、2点目の黒字経営のめどについてお答えします。

先に述べた課題はありますが、再診時間を短くし、多くの患者を診察していくことで収益性はあがりますので、できる限り再診時間の短縮でスムーズな診療を行っていくことを基本として診療体制を見直していこうと考えています。

市の直営診療所には、普通交付税において平成31年度から1施設あたり710万円の需要額の参入があります。また、これまで岐阜市等の医師にお願いしていた療育事業もクリニックの医師で代替する見込みが立ったことなど、業務の見直しによる経費縮小のメリットもあります。

クリニックが市の発達支援体制のスーパーバイザー的な役割を求められ、各支援者をバックアップする大きな存在として位置づいてきています。実際に、学校訪問、教員への研修の実施、支援関係者への助言、発達支援センターとの連携、定例会での情報共有や個別ケースに対する助言等も行われており、多くの関係者から心強い、ありがたいという声をいただいています。

このように、子どもの個々の治療と並行して、治療の大前提となる子どもを取り巻く環境改善や各種支援者の援助スキル向上への助言等も行っています。これらは診療収入の増加に直接つながる部分ではないものの、市の進める子どもの発達支援体制づくりにおいて、直営のクリニックであるからこそ果たすことのできる大きな役割であり、評価する必要があると考えています。

診療収入と交付税と収入とにならない部分を委託料等に置き換えた場合の収入換算により、再来年度には、そのバランスが取れてくるものと見込んでいます。

最後に、3点目の将来展望についてお答えします。

議員のおっしゃるとおり、児童精神科医療は診察室のみで治療していくというものではありません。その子を取り巻くさまざまな環境要因にアプローチしていくことで治療を進めていくものであります。そのため、学校や家庭、各種支援機関などがその子にあった適切な対応の環境をつくる、そうした地域環境をつくることが重要な観点となります。

藤江昌智先生が、8月23日に市内の教員、保育士、支援者等に対する研修で講演をされました。そのお話の中でも、「内線1本で発達支援センターや教育委員会、市の各部

署との連絡がとれ、学校や保育園の情報がすぐ得られる。このような近い関係で行政や教育と連携できる児童精神科は全国どこにもない」ということを強調されました。

行政直営の児童精神科クリニックとして、全国まだどこにもないような医療・教育・福祉の連携のあるべきかたちを模索しながら、医療の立場で地域の支援者の質を上げ、地域の人たちへの子ども支援にかかる理解を深めていき、すべての子どもが安全に安心して成長できる地域としていけるよう、中心的に取り組んでいく医療機関でありたいと考えています。

〔市民福祉部長 柚原誠 着席〕

○9番（中嶋国則）

柚原部長の説明では、255名を超えているということでした。その中で高山市が圧倒的に多く55パーセント、飛騨市は35パーセントとあとその他ということですが、今ほどの説明を聞きますとやっぱりたいへん収入的には厳しいものがあるけれども、直営のメリットが大きいということで、診療外のことでもあるというそういうことをお聞きしますと、ある程度の赤字はやむを得ないのかなとそういうふうに思います。再来年度にはそのへん改善されるというような答弁でもありましたので、理解をいたします。

ところでですね、じつはこの飛騨市のこどものこころクリニックについては、ことしの3月の高山市議会において一般質問で取り上げられております。高山市のホームページを見まして、会議録を確認しましたところ、議員からその飛騨市との連携、行政の連携が必要であるとそんな提案をされております。診療所はもちろんです、行政が手を組んでやっていく必要があるとそういう質問でありました。そこで答弁としましては、高山市の福祉部長がはっきりと飛騨市との連携を図っていくと答弁をされております。

このへんです、高山市との連携については、どのような見解をお持ちでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

こどものこころクリニックにつきましては、この建設が行うというときに市長のほうからも飛騨圏域の中心的な役割を担うクリニックを目指したいというような説明があったと思います。ですので、クリニックはこの飛騨地域の療育なり、児童精神科の中心的な医療機関として将来的には目指していきたいというふうに思っておりますが、今年度はとにかく飛騨市内の学校と保育園等の関係の整備といいますか、連携をどのようにするかということをしっかりかたちをつくるということに注力しております。それができた段階で、高山市との連携ということに踏み出していくわけなんです、今ほど申しましたようにマンパワー的にすごく厳しい状況がありますので、高山市との連携を本格的にやろうということになると何らかのマンパワーを増やすということが必要になるというふうに思います。今年度5月から8月の4カ月間の間に飛騨市の関係機関との連携会議が30回行われております。それぞれの会議が1時間から1時間半を要する会議な

ので、その頻度のものが高山市でも行われるということを求められますと、高山市は飛騨市よりも学校数が多いですので、もっと医師なり臨床心理士が高山市のほうへ出向いて関わっていく時間がとられるということになります。ということは、収入、診療時間が減るということに直結してまいりますので、そのへんをどのようにして調整していくかということが大きな課題になってくるというふうに思います。ただそれをクリアして何とか高山市のほうへもクリニックの役割といいますか、クリニックのメリットが飛騨地域に広がっていくということは、目指してまいりたいというふうに思っております。

○9番（中嶋国則）

最後の質問にさせていただきますけれども、先ほどの説明で、255名を超えたということですので、そして、その10カ月も待たないとその診察が受けられないと、これたいへんな患者といたしますか、そういう困っている人たちにとっては、10カ月も待つというのは、非常に苦しいところだと思うんですね。やっぱり説明の中で、マンパワー、人が足りないんだというお話がございました。私はやっぱり10カ月も待つんじゃなくて、それを1カ月、2カ月に解消するためには、ぜひそのマンパワーで解消できるものならば解消していただきたいと思います。そこで、そうなると高山市は55パーセントの方がということですので、マンパワーに対しまして高山市からもそういった財政的な支援がいただけるならば、この10カ月待つというのは、解消されるのではないかと思います。いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□市民福祉部長（柚原誠）

現在2名の医師でということ、診察をしておりますが、もうしばらくしますと小百合先生のほうがしばらく出産とかの関係でお休みになられます。その関係で、初診の診れる数が減る関係で、ちょっと初診の待ち時間が長くなるということでございますので、また復帰されれば初診の受け入れの数も多くなっていくということになります。

お医者さんの初診が診れる数というのは、非常に限られておまして、1日に1名、初診を診られるというお医者さんが非常に少ない。あるお医者さんでは、1週間に1人しか初診を診ないというような児童精神科の先生もいらっしゃるというふうに聞いておりますので、昌智先生は昌智先生でできるだけ初診をまわすということでごんばっていらっしゃると思いますので、ご理解をいただければと思います。

○9番（中嶋国則）

ちょっと繰り返しになって申し訳ありませんけれど、この高山市議会においてはですね、高山市を代表して福祉部長がその飛騨市との連携の必要性があるんだとそういった答弁をなさっているわけですね。ですからよく言われるように、三市一村の首長連合の連携が実現すればそういったことも解消されて10カ月待たなくても診察が受けられるとそんなことを期待をいたしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

た。

〔9番 中嶋国則 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で9番、中嶋議員の一般質問を終わります。

次に4番、住田議員。

〔4番 住田清美 登壇〕

○4番（住田清美）

それでは議長のお許しをいただきましたので、質問のほうにうつらせていただきます。まずはじめに、広葉樹のまちづくりの推進について質問させていただきますが、この中で森林環境譲与税など午前中葛谷議員が質問され、答弁をされました部分と重なる部分もございますが、これは、飛騨市の森林づくりに関心が高いことだにご理解いただきまして、通告書に従い質問させていただきます。ご存じのように飛騨市は面積の93パーセントが森林で、その約7割が広葉樹という構造になっています。森は、水源を保全し流域を守る貴重な役割と共に、豊かな資源と癒しを我々に与えてくれます。

森林整備に対する国や県の補助金は手入りが遅れている針葉樹に優先して交付されているのが現状ですが、平成31年度から森林に関する制度が大きく変わり、充実が図られます。その1つが森林環境税です。個人の方から徴収する森林環境税は平成36年度から課税されますが、自治体へは平成31年度から森林環境譲与税として森林整備などに使うことができます。市町村への譲与基準は、総額の9割に相当する額を私有林人工林面が10分の5、林業就業者数10分の2、人口10分の3で按分されて、間伐や人材育成・担い手の確保、木材利用の促進や普及啓発に使うことができます。

また、新たな森林管理システム「森林経営管理制度」がスタートします。これは、経営管理が行われていない森林について市町村が仲介役となり、森林所有者と林業経営者をつなぐシステムを構築し担い手を探すもので、それぞれにメリットがあります。

市では昨年度「森林づくりの意向調査」を実施されました。その中で、今後の所有見通しについて質問したところ、「売却または譲渡」、「継続して所有」、「考えていない」という3つの回答がほぼ均等でした。「森林経営管理制度」はこのことを考える一助になるのではないのでしょうか。

広葉樹のまちづくりについては、民有林、私有林の整備・研修事業・利用調査・商品開発・自治体連携など多くの事業化をされていますが、現状の取組みと新制度導入にむけた体制づくりについて次の点をお尋ねします。

1つ目に森林環境譲与税の使い方についてです。

試算によりますと平成31年度には約2,300万円の森林環境譲与税が飛騨市に交付されることとなります。どのような森林整備に使うのか、その使途方法について計画はできているのでしょうか。森林環境譲与税は主に針葉樹が対象という印象がありますが、当市のように広葉樹の多い森林整備にも活用できるのでしょうか。また、昨年度の

アンケート結果からも「林道や作業道の整備」に対する要望が多くありました。これらの事業にも使うことができるのでしょうか。

2点目に森林管理システムの導入に向けてです。このシステム導入により、市としては、経営管理されず、放置されていた森林が経済ベースで活用され、地域経済が活性化するメリットや荒廃した森林の解消や伐採後の再造林が促進され土砂災害の発生リスクが減るなどの面があります。森林所有者にとっては、市が介在してくれることで、長期的に安心して所有森林を任せられ、また、意欲と能力のある林業経営者に経営管理を委ねることで、所有森林からの収益の確保が期待できます。林業経営者にとっては、多数の所有者と長期かつ一括した契約が可能となり、経営規模の拡大や雇用の安定につながります。このようにいいことづくめのシステムですが、市は森林所有者に意向を確認したり、経営管理の委託業務をこなしたりと多大な業務が発生してきます。加えて林業経営に適した森林は林業経営者に委託経営しますが、受け手となる事業者は要望に応えられるのでしょうか。さまざまな懸念がありますが、本システム導入に向け、どのような対応をされるのか、お尋ねします。

3点目には、広葉樹活用による商品開発についてです。小径木広葉樹を活用した新しい商品の開発及び販売は、これまで株式会社飛騨の森でクマは踊るが主体となり、椅子やキャットツリー、カッティングボードなど手がけられています。昨年は市産材を市内木工作家の手で商品にする「ひだ木フト（ひだぎふと）プロジェクト」が発足し、ウエディング商品の開発をされました。しかし、これらの商品は主に外向けに発信されており、まちなかで見える機会はあまりありません。市民には馴染のない商品開発になっているのではないのでしょうか。土産品として店頭で置くとか、カッティングボードやスプーンなど贈答品として市内向けに販売するような予定はないのでしょうか。また、最近、木育が注目され、子育て支援センターには木のおもちゃが設置されています。木育インストラクターによる普及活動も行われています。小さいうちから木の癒しに接する機会も大切かと思えます。ぜひ、木のおもちゃセットを新生児にプレゼントしていただくという企画を検討されてはいかがでしょうか。

4点目に小規模木質バイオマス発電の啓発についてです。2012年の再生可能エネルギーの固定価格買取制度施行以来、全国で木質バイオマス発電事業化の動きが活発化し、5,000キロワット級以上の発電所が各地に配備されました。しかし施設が大型化することで多くの木質バイオマス燃料が必要となってきます。一方で、燃料調達の間からは集積範囲を狭め、よりコンパクトな規模で行う「小規模木質バイオマス発電」への期待が高まっていることも事実です。これは排熱を周囲で利用することもでき、木材の持つエネルギーをフルに活用することもできる環境に優れた技術です。集合住宅や福祉施設など電気、温水、空調などに利用できます。現在、和光園の新築が行われていますが、この際の建設に際し、小規模木質バイオマス発電についての検討はなかったのでしょうか。また、今後、導入に向けた検討や啓発など手がけられていく方向性はないの

でしょうか。以上、広葉樹のまちづくりの推進についてお尋ねいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔農林部長 青垣俊司 登壇〕

□農林部長（青垣俊司）

それでは1点目の森林環境譲与税の使途について、お答えします。森林環境譲与税は、地球温暖化防止のための森林吸収源対策に必要な森林整備等の地方財源を安定的に確保することを目的として創設された森林環境税を財源とし、平成36年度からの課税に先行して来年度から譲与が始まるものであります。

元来、譲与税とは、国が徴収した特定の税目の税収を一定の基準により自治体に譲与するものであり、基本的には国からの使途の制約を受けない財源であると理解しています。

しかしながら、森林環境税創設の趣旨を踏まえれば、使途については、市内の針葉樹人工林のうち、現在林業経営が行われている、または今後林業経営が行われる見込みである森林を除き、条件不利などを理由に手入れが行き届いていない私有林の整備を推進することが基本であると考えております。議員ご質問の広葉樹林の整備や、整備が行き届いていない私有林の整備に必要な林道・作業道等の路網整備については、国の森林吸収源対策税制に関する検討会議において示された事業例の中にも含まれていることから、使途としては可能であろうと考えております。

次に2点目の森林管理システムの導入についてお答えします。

森林管理システムについてですが、森林経営管理制度、いわゆる新たな森林管理システムについては、森林所有者に適切な森林の経営管理を促すための責務を明確化するとともに、森林所有者が森林の経営管理ができない場合、市がその委託を受けることができることを新たに制度化したものであります。そのうえで、委託された森林が林業経営に適している場合は、意欲と能力のある林業事業体に再委託をすることが可能で、それが困難な場合については市が直接管理を行うこととされております。

市といたしましては、まずは制度に該当する市内私有林及びその所有者を把握するために対象地の洗い出しを行い、その後森林の経営に関する意向調査を実施することを検討しております。

なお、国の説明によれば、こうした作業を完了するには20年で一巡する程度を目安とすると示されていることから、本市における間伐等の森林整備の実施はもう少し先になると見込んでいます。

3点目の、広葉樹活用による商品開発についてお答えします。広葉樹のまちづくりは、これまで安価なチップ材として市外に流出していた小径木広葉樹を、市内外のデザイナーや作り手が連携し付加価値の高い商品として売り出すことで、市内に新たな経済循環を創出することを目的の一つとしています。

その中で、「ひだ木フト」については、比較的身近な地域を対象に、県内外、あるいは地元をターゲットに商品の開発・販売を行うことが期待されております。また、市といえども現在、市内産木材の材料としての供給、試作品の開発、市場ニーズの調査などに関して支援を行っているところであります。

議員ご指摘のお土産物品等としての販売についてですが、販売につきましては、製作等に要するコストがかさみ、お土産としては販売価格が高くなりすぎるため、むしろ高価格でも購入いただけるルートで販売していくことが必須であると考えております。従いまして、市内の土産物店などを中心に販売するのではなく、比較的高価格商品を取り扱うギフトショップ、あるいは都市部の百貨店などでの販売を基本に考えているところです。

これらをふまえ、現在、具体的な販売先として、JR岐阜駅内にある「THE GIFTS SHOP（ザ・ギフトショップ）」などを想定しながら、類似商品の価格帯や木製品の売れ筋などのニーズ調査を行いつつ、木作家による試作品の製作を図っている最中であります。

なお、議員ご提案の新生児への木のおもちゃのプレゼントにつきましては、従前より広葉樹のまちづくりの中で企画としては検討を進めてまいりましたが、現在のところ実現に至っておりません。その理由は、何よりも第一に毎年150程度のおもちゃを製作できるだけの余裕が市内木作家にあるかどうかの問題、第二におもちゃの原材料となる市内産広葉樹が安定的に確保できるかの問題、第三に毎年百数十万円の財源が必要となる問題であります。

今回の環境譲与税の創設により、財源の確保は可能となりますので、これを契機に、改めて実現に向けた検討を一步前に進めることができるのではないかと考えております。

〔農林部長 青垣俊司 着席〕

◎議長（高原邦子）

続いて答弁を求めます。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

私のほうからは、小規模木質バイオマス発電の関係についてお答えをさせていただきます。

木質バイオマス発電は、森林面積が9割を占める当市にあって、エネルギーの地産地消、広葉樹のさらなる活用の観点からも魅力のあるシステムと言えます。

木質バイオマス発電にはいくつかの発電方法があり、一般的には小規模発電にはガス化システムが有効とされております。小規模でも発電効率は20パーセント～30パーセント程度と高いのが特徴で、さらに発電出力に対しその2倍から2.5倍の熱が回収され、これを活用することで、総合効率が8割程度になると言われてございます。

しかし、これは売電だけではなく、この熱エネルギーを有効活用することで、採算性

を得るというものでございますので、熱源を大量に要する温泉施設などの供給施設や、100世帯を超えるような地域単位の熱供給先がある場合は有効でございますが、新和光園のような施設の単体となりますと、効率的な活用がなかなか見込めないということがございまして、このため導入は検討しなかったということでございます。

このようにですね、小規模木質バイオマス発電は施設の熱源として整備するものではなく、施設への熱供給と売電を目的に行政や木材供給事業者と連携し、材料調達費とエネルギー収入を踏まえた採算性を考慮し、整備していくものと認識しておりますが、今後、温泉施設のような多量の熱源を要する公共施設の整備を計画する際には、近隣の事例も参考に検討してまいりたいと考えております。

なお、ご参考までに、近隣の導入事例としては、高山市の温泉施設「しぶきの湯」において、電気出力165キロワットの小規模バイオマス発電施設が併設されておりまして、当該温泉施設に熱供給をし、電力会社に売電をされているということでございますが、この売電施設の導入コストは建屋を含め約2億円というふうに伺っているところでございます。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 着席〕

○4番（住田清美）

森林環境譲与税につきましては、午前中の葛谷議員の答弁の中にもありましたようにまだこれからの導入をされていくというところでございますので、ぜひ有効に使っていただきたい。さらには公表も含まれているので、しっかりとした使い道で使っていただきたいと思っております。私が心配したのが、譲与税の算出基礎基準の中に針葉樹のほうの人工面積があったので、これはたぶん針葉樹のほうにより整備がいくのかなと思って、広葉樹には恩恵が少ないのかなと思っていたところなんです。部長の答弁の中で広葉樹にも適用できます、作業道・林道の改修にも適用できますということでありましたので、ぜひこれらの整備について、検討いただければと思います。

それで2つ目に質問させていただきました森林管理システムの導入に向けてはまずは所有者の把握、意向調査、それから伐採とかに至るまでには20年くらい一巡でかかるというような長期的なスパンの見通しをされておられますが、今でもたぶん代替わりをしていくとだんだんとその山の所有、自分のところの山がどこにあるんやということがじい様から息子に、息子から孫へとつながればいいんですけど、なかなかつながっていない。また所有権の移転なんかも行われていないと税の確認でもなかなか難しい現状の中ですので、こちらについてはスピーディーにこのシステムが導入されたら把握、アンケート調査についてはお願いをしたいと思うのですが、それについてもまず職員、今の現状の職員の中で、また新たなこのシステムを導入して新たな森林管理をしようと思うとなかなかたいへんではないかと思うんですけど、森の専門職員的な配置も必要かと思うんですけど、このような職員配置については、今後対応できていくのでしょうか。このシステムが導入された場合に。わかる範囲でお尋ねします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今回の森林譲与税で直接正職員を雇うといったことは使えないところでありますが、林政アドバイザー等の専門職員を雇用するという点については、この譲与税を適用できますので、そういった人材を確保できたらの話ですが、そういった財源に充てるという事は可能でございます。

○4番（住田清美）

ぜひ環境税の有効な活用で人的配置についてもご配慮いただければと思います。それから3番目の広葉樹の活用による商品開発についてですが、今ご答弁がありましたとおり、なかなか市内向けに販売する予定はないというようなイメージを受けました。でもやっぱり飛騨市の木材、材木を使って材を使ってこのような商品ができているよというショールーム的な見せ方については、私市民の方に知ってもらう必要があるのではないかと考えております。株式会社飛騨クマさんの事務所内で若干展示はされているかと思うんですけど、もっといろんな見せ方、例えば道の駅ですとか、空き家ではないですけど、ショールーム的な見せ方ができないかと思うんですけど、その外向けじゃなくて内向けの見せ方について、ちょっと検討いただけるような方向性はございますでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

今ほどの答弁でも述べましたように価格帯としまして、高い価格帯ということがあるものですからどうしても売り出しに関しては表、対外、外向けという格好になるかと思いますが、株式会社飛騨クマとそういった店内での販売等につきまして、中側に向けたそういった展示と言いますか、商品の見せることも検討はしてまいりたいというふうに考えております。

○4番（住田清美）

たしかにキャットツリーのようなものは、高い印象を受けるんですけど、例えばスプーンとかお箸のセット、4,000円～5,000円の価格ではなかったかと思うんですが、これを高いとするか安いとするかは、その飛騨市で作ったものを送る側としては、いいようなお土産的な使い方もできるのではないかなと思ったものですから、市内で購入できるようなシステムをつくっていただけたらなと思っております。それから木のおもちゃセットについては、数年来検討課題になって実現されていないままなのですが、ただ今いろんな懸念の材料の調達のこと、それから木工作家さんがそれだけのものがつくれるのかどうかというようなことがございましたが、一番財政的なことについては、環境税を使えば財政的なことはクリアできるのではないかと考えておりますので、何

とかこのことについては、せっかく支援センターなどでは普及活動が行われておりますので、赤ちゃんが初めて触るおもちゃ、ファーストトイとして、地産地消のこの木のおもちゃづくりについて何とか前進をお願いしたいと思いますが、なかなか本当にこれ難しいんでしょうかね。木材の調達とかについては、改めてお伺いします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□農林部長（青垣俊司）

広葉樹の利活用につきまして、現在も利活用の資源調査等を行っております。ことしも畦畑の山からですか、広葉樹を切り出す等の事業を行っております。そういったことで、材料の確保に努めておりますが、なかなか大きな数になりますとそういったぶんの材料を確保することが難しいというのが現状のところでございます。

○4番（住田清美）

しっかりと広葉樹のまちづくりについて市で推進をされておられますので、いろんなかたちで森を守ることも大切ですが、そこから出た製品についても皆さんに周知をいただき理解を深めていただくということも必要かなと思っております。なんにせよ、とりあえずは災害に強い森づくりということも念頭におかなければいけないと思っておりますので、また平成31年度から新たなシステムが導入されてきますので、飛騨市の森づくりについてぜひ前向きに取り組んでいただいて皆さんにご理解をいただけるようお願いをいたしたいと思っております。

次いで次の質問にうつらせていただきます。2つ目の質問は資源ごみのリサイクルについてお尋ねしたいと思います。私たちが生活していく中で、ごみの排出は避けて通れない現状でございます。どの家庭でもできるだけごみを出さない努力をし、リサイクルへの関心も高まっています。

容器包装リサイクル法の施行に伴い、びん・ペットボトル・プラスチック製容器・紙製品などの分別も日常生活に浸透してきました。市民皆さんの努力とまた人口減少にも伴い、ごみの量は減少傾向にあると伺っています。しかし、1人当たりのごみの量を比べてみますと、平成19年度が889グラムに対して、平成29年度は808グラム。この10年のスパンで見ますと減少しておりますが、ここ近年は、819グラムから808グラムと横ばい状態となっております。取り組み方次第ではさらに減量できるのかが気になるところです。

また、プラスチックごみによる海洋汚染対策が国際的な課題になっているなか、国では使い捨てプラスチック製品の削減や再利用、リサイクルを徹底する総合的な戦略「プラスチック資源循環戦略づくり」に乗り出しています。世界的にはレジ袋やストロー、カップなど使い捨てのプラ製品を禁止する動きも加速し、再度リサイクルに対する対策がクローズアップされています。

昨日、洞口議員が策定のプロセスをお尋ねになりましたが、飛騨市では、「飛騨市第二

次環境基本計画」を策定し、循環型社会の実現を目指しています。私はその中でも資源ごみのリサイクルについて、次の点をお尋ねいたします。

まずリサイクル率についてです。国は循環型社会の構築に向け、ごみの排出量、リサイクル率、最終処分場に関する国全体の目標値を定めています。中でもリサイクル率は、平成32年度約27パーセントという数字を掲げていますが、平成18年度が19.6パーセント、平成28年度が20.3パーセントで頭打ち状態となっていますので、目標達成までにはより一層の努力が必要かと思えます。

さて、当市のリサイクル率に目を向けてみますと、平成20年度28.5パーセントでしたが、なぜか年々下がり続け、平成29年度は21.5パーセントでした。市民としては努力しているように思うのですが、なぜリサイクル率が下がっているのでしょうか。

また、「飛騨市第二次環境基本計画」では、平成34年度のリサイクル率目標値を25パーセントとしています。目標達成に向けてどのような取り組みをされていくのでしょうか。お尋ねします。

2つ目に再生品の活用についてです。ごみ処理問題については、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄型の社会を見直し、廃棄物の3R「リデュース、減量・リユース、再使用・リサイクル、再生利用」によるごみの排出量の減量および持続可能な循環型社会への転換の取り組みが必要といわれています。

私たちは資源ごみを分別し、排出することは心がけていますが、再製品化されたものの利用についてはあまり積極的でないのかもしれないかもしれません。再利用することでリサイクルの輪がつながるのではないのでしょうか。とくに公共の自治体である飛騨市は、再製品使用を心がけて行っていらっしゃるのでしょうか。また再生品の利用について、市民に対しての啓発はどのように行っているのでしょうか。

3つ目に衣類のリサイクルについてお尋ねします。「着なくなった服が家でたくさん眠っている」、「もう着ない服だけど捨てるにはもったいない」。衣類についてこう思われる方もたくさんみえると思います。飛騨市のごみの分け方・出し方を参照しますと、衣類で洗濯済みのものは、「資源回収」もしくは「リサイクルセンター」へととなっています。こうして回収された衣料はどのようにリサイクルされていくのでしょうか。

また、地域によっては衣類を資源回収の品目に加えていない団体もあり、やむなく燃えるごみとしてだしている家庭もあります。燃えるごみが73.6パーセントを占めている中で、衣類をリサイクルへ回せば燃えるごみの量が減り、二酸化炭素の排出が減り、地球温暖化の防止、低炭素社会の実現にもつながるのではないのでしょうか。

他の自治体では、公共施設などに「衣類回収容器」を設置し、衣類の回収をしやすくし、リサイクルに貢献する取り組みを行っているところもあります。「衣類回収容器」の設置を検討されてはいかがでしょうか。以上、お尋ねいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔環境水道部長 大坪達也 登壇〕

□環境水道部長（大坪達也）

それでは、資源ごみのリサイクルについてお答えいたします。まず最初にリサイクル率についてであります。数値としましては、全国平均を上回っておりますが、議員ご指摘の通り、市民の方の分別ごみ出し、各種団体での資源回収事業等が積極的に行われているにも関わらず、リサイクル率は下がっております。

この原因であります。一つには、少子化により子ども会、PTAによる資源回収量の減少。2つ目には、商業施設に設置されている回収ボックスに資源が流れているものと推測されます。

現在リサイクル率を算出しております計算方法では、商業施設に出された量はカウントしておりません。それも加味し、実態に近い計算ができるような数字の出し方についても今後研究していきたいと思っております。

また、リサイクルが促進する取り組みといたしまして、平成29年度に「ごみの分け方・出し方」の冊子を作成し、各戸配布を行っております。また啓発事業といたしまして、殿町連合区や神岡小学校での出前講座の実施、飛騨市リサイクルセンターの施設見学受け入れを行っております。

現在もこのように啓発活動は行っておりますが、新たな視点といたしまして、分別して出された物が、その分別程度によって、どのように取り引き価格に影響するのとか、また具体的にどの様な製品になされているのかということが、市民の方に数字ではなくてイメージとしてわかっていただける説明を工夫していきたいと考えております。

続きまして、再生品の活用についてであります。飛騨市の再生品の活用実態は、封筒の再利用、不要となった書類ファイルの情報を庁舎内で共有し再利用、再生紙の購入等で実態として全体にあまり進んでいないのが現状であります。また、市民の方への啓発もあまり行われていないという状況であります。

リサイクル製品使用につきましては、循環型社会の実現に向けた大切な取り組みであると考えていますので、リサイクル製品、いわゆるエコマーク商品の優先的使用について庁舎内での財政的検討や市内事業者にも協力をいただきながら進めていきたいと考えております。

続きまして、衣類のリサイクルについてであります。まず衣類のリサイクルの流れといたしましては、飛騨市リサイクルセンターに衣類がまず集積されます。次に専門業者がリサイクルセンターに引き取りに来、その業者により生地により仕分けがなされます。仕分けされた布は、衣類生地として再利用されるもの、あるいは、加工されてウエスとして使用されるというようになっております。

しかし、実態的には、衣類は可燃ごみの袋への混入が多いというのも現状であります。議員ご指摘のとおり衣類をしっかりと分類し、リサイクルに回せば、可燃ごみの量を減らし二酸化炭素の排出抑制につながると考えております。

このため、市としても、衣類回収の仕組みをつくる必要性を感じており、昨年度より関係者と交渉を続けております市独自の24時間回収ボックス設置が10月末より開始できる見込みとなっておりますので、まずは、そこに衣類回収を加える方向で進めていきたいと考えております。

〔環境水道部長 大坪達也 着席〕

○4番（住田清美）

ただ今、リサイクル率についてお尋ねをしましたところ、リサイクル率の出し方ですよ、数字の出し方については、その収集されたごみの量とそれから集団回収された量を総処理量で割るというようなかたちなものですから、今おっしゃったように商業施設、商店さんのところに新聞とか段ボールとか排出されるボックスがありますが、今結構、商店のところにあるんですけど、お買い物のついてにそこに新聞紙やら段ボールを持っていかれる方もいらっしゃるものですから、その部分がカウントされないということで、数字的には下がってきているけれど、これらを加味すれば、飛騨市のリサイクル率は順調にと言いますか、リサイクルは順調に行われているというような認識でよろしかったでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

まず商業施設への持ち込み量を数量に含めないのはなぜかと言いますと、商業施設に持ち込まれるのは、例えば古川ですと、国府の方が持ち込まれたりすることによって、飛騨市でのリサイクル率としてのカウントが正確にできないということで、現在のところはそのようなものをカウントしてないわけなんですけれども、そこをある程度の割合でできるとかそういうような計算の方法が工夫できるのであれば、そのぶんが上乘せになってリサイクル率は上がると考えております。

○4番（住田清美）

容器包装リサイクル法が入るときにいまのごみの分別、ペットボトル・缶・びんとかの分別をするときに皆さんやっぱり一生懸命洗って乾かしてきれいなものをいうことを心がけて、それは今でも脈々と引き継いでいると思うんですけど、その私たちが出すごみは業者に引き取られていって、また再生されると思うんですけども、飛騨市のごみの質についてはどのような評価をいただいているか。わかれば教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

ペットボトルにつきましては、日本容器包装リサイクル協会というところと契約をしまして、そこでリサイクルが行われております。そこで、引き取っていただく際に商品というか、リサイクル物の検査というものを行います。そこで透明度でありますとか、あとは中に残っている内容物を洗ったけれども、色がついているとやはりそれは質の悪いものと認定されます。その率が何パーセントかによってAからDまでのランクがあるわけですが、飛騨市の場合はずっとAであります。ということは、皆様の適切に洗浄していただいて出していただいておかげでいいリサイクル材料として、飛騨市は出しているという実績であります。

○4番（住田清美）

じゃあここもしっかりといままでの対応を引き続きいつて飛騨市のごみがいいランクでいるように努力したいと思っております。それから再生品の活用につきましてはまあ、主な活用が再生紙的なものだと思うんですが、古川町時代には作業服はペットボトルからできた作業着ということで、現場の方に導入したことがあったんですが、今後飛騨市としても一番作業着的なところが導入しやすいのかなと思います。このほかにも例えば道路を敷設するときにもいろんなリサイクルでできた部品とかもあるとは聞いておりますが、手っ取り早く導入できるのが、そういう作業着的なものではないかと思いますが、今後そのような検討もされていつていただければいいのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

議員言われましたとおり、いろいろな用途のものがありますが、庁舎内で考えますと、やっぱり文房具的なものも大量に使われると思うので、まずそういう身近に使われるものから研究して、そういう使用を考えていきたいと思っております。

○4番（住田清美）

最後の質問に対しまして、24時間回収ボックスを10月末から設置していただけるということなんですが、これは衣類も含めるということですが、ほかにどういったものを24時間回収ボックスの品目に加えられて、設置場所的なものが決まっているのなら教えていただいてもよろしいでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

設置場所としましては、駅裏の駐車場のスペースの一角を考えております。回収品目としましては、雑誌等、缶に加えまして今言いました衣類等を加えて、なるべく普段回収で出しにくいものに加えたかたちで、かつリサイクルできるような仕組みにのるものということで考えております。

○4番（住田清美）

雑誌とか新聞とか衣類といったもの、本当は資源回収に回して回収していただければいいんでしょうけど、最近のやっぱり家庭事情もございますし、ごみを溜めない人の心、気持ちもいろんなことがありますので、ごみに捨ててしまうよりは、いまのように回収ボックスを設置していただけるということは、リサイクルにつながるのかと思います。ただ、24時間ということで、このへんのセキュリティの心配とかはございませんか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□環境水道部長（大坪達也）

部内協議をしたときもそのような意見が出ましたが、実際に都市部とかで設置されているところでもそのような犯罪に対する事件、事例というのはあまりないということで、都市部に比べれば、さらに飛騨市のほうが安全は高いのではないかと考えております。

○4番（住田清美）

はい、これでまた主婦にとっては、ごみを出す一つの機会が増えたということで、それがリサイクルに回すものが機会が増えたということで、いろんな家庭の事情の中で、できるだけ燃えるごみに出さない、リサイクルに回せるものは回したいというような機会をつくっていただいたことは、感謝をいたします。引き続いて、市民の側に立っても、飛騨市のごみが質の良いごみであるということはずっと言われ続けるようにリサイクルに貢献して努力していきたいと思っております。以上をもちまして、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

〔4番 住田清美 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で、4番、住田議員の一般質問を終わります。

◆休憩

◎議長（高原邦子）

ここで暫時休憩といたします。再開を午後2時45分といたします。

（ 休憩 午後2時34分 再開 午後2時45分 ）

◆再開

◎議長（高原邦子）

それでは休憩を解き、会議を再開いたします。

次に8番、前川議員。なお、質問中、資料の資料願いがでておりますので、これを許可いたします。

〔8番 前川文博 登壇〕

○8番（前川文博）

それでは、議長から発言のお許しをいただきましたので、質問させていただきます。今回は、大きい項目で3点、質問させていただきます。

まず、1点目です。小中学校のエアコン設置についてということで質問いたします。今回この質問、3回目ですので、確認も含めさせていただきます。ことしは、気象庁が「災害級の危険な暑さ」と表現したほどであり、9月9日現在、熱中症とみられる死者は、全国で157人、病院に搬送された方は9万3,199人となっています。

7月には愛知県豊田市で、校外学習からエアコンのない教室に戻った小学1年生の男児が熱中症で死亡するなど、子どもの被害も多い状況です。

この件があってから、国のほうでも小学校、中学校へのエアコン設置ということで、動き出したということでもあります。また猛暑は、7月の豪雨災害のように物理的な被害は伴いませんが、気象庁が指摘しているように災害ということで捉えるべきではないでしょうか。

今後は熱中症への注意喚起だけではなく、中学校の部活動や校外活動なども含め、児童生徒への暑さ対策を真剣に検討する必要があります。

文部科学省は、2019年度予算の概算要求にエアコン設置など公立学校の施設整備費2,414億円を盛り込む方針です。2018年度予算額681億円と比べ、3.5倍と大幅増となります。小中学校のエアコン整備には、国の「学校施設環境改善交付金」が活用でき、補助率は設置費用の3分の1となります。

また、平成30年度の補正予算にも盛り込まれる見込みとなっております。

そこで、3点質問させていただきます。

1点目です。山之村小中学校の調査設計はなぜしないのかということです。今回の9月補正予算で小中学校のエアコン設置にかかる設計業務があります。事業費は、653万円で、空調設備と照明のLED化の設計です。この中に山之村小中学校の空調設備の設計がありません。山之村小中学校は、平成28年12月議会の答弁で、教室の最高温度が28度と市内の学校で唯一30度を下回ったことから、設計対象から外されたのでしょうか。

ことしは、山之村地域でも外気温が36度を越えています。学校では扇風機を急遽購入し、教室に配備したと聞いております。今回の調査設計は全ての学校で行い、今後いつでも対応できるようにしておくことが必要と考えますが、いかがでしょうか。

2点目です。2019年度に全学校設置を目指せないかということです。先の6月議会でも学校にエアコン設置の質問をいたしました。事業費は2億5,600万円との答弁でした。国の3分の1補助を見込めば、市の負担は、1億7,100万円ほどとなります。気象庁が指摘しているように暑さの災害と捉えれば、財政調整基金などの基金を使ってでも早急に対応が必要と考えます。国の平成30年度補正予算に間に合わせる勢いで2019年度の夏までに全学校に設置することができないのでしょうか。

3点目です。エアコン稼働により必要な電気代の予想はということです。当然、設置されれば、エアコンが動けば、ランニングコストが発生いたします。電気代はどれくらいかかる見込みなのか、お伺いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔教育委員会事務局長 清水貢 登壇〕

□教育委員会事務局長（清水貢）

1点目と2点目をまとめてお答えいたします。

小中学校のエアコン整備については、今回の補正予算計上にあたり、再度概算額を見直したところ、特別教室を含めた空調整備で3億7,900万円という試算が出ています。6月議会での概算額との違いは、特別教室を含めたことが大きいのですが、たいへん高額な工事費が必要となっております。また、この概算額については、あくまでも教室面積に応じた試算でありますので、多数のエアコンを設置することで必要となるキュービクルの設置費用等も考えると実施設計ではさらに膨らむことが予想されます。

また、国庫補助については補助率が3分の1とされていますが、工事単価も上限基準が設けられており、実際の工事単価とは大きく開きがあるため、実質的な補助率は5分の1程度になると想定しています。したがって、全校全教室のエアコン設置には、3億円近い単費の持ち出しが必要となります。

なお、本年度の国庫予算681億円に対し、来年度要求額が2,414億円というお話がありましたが、そのうちどの程度がエアコン設置の補助に充てられるのかといった内訳等は明らかにされておらず、加えまして、本年度の概算要求額の2,006億円に対し本年度当初予算額が681億円であったことを踏まえると、概算要求額が増えたことが必ずしも実際の補助枠の拡大に直結するかは不透明であると言わざるを得ません。

いずれにいたしましても、当初予算のみならず、補正予算も含めて、今後の国の動向については一層注視していく必要があると考えております。

一方で、当市の学校施設整備全体を考えていく上では、計画的に進めています体育館の耐震化や神岡小学校の大規模改修といった、防災の観点からも喫緊の案件が控えており、財政的にも次年度の全学校一斉設置は、かなりハードルの高い課題であります。

このため、エアコンの必要期間が夏季の限定的な期間であることも考えると、実施設計の内容を踏まえたうえで、実際の整備については、設置箇所の絞込みや優先順位付け等を行っていくことに加え、スポットクーラー等の試験的な導入も行いながら児童生徒の快適な学びの環境を整備したいと考えております。

なお、山之村小中学校につきましては、校舎の構造が廊下に開かれたオープン教室の形態となっており、エアコンを設置してその効果を得ようとした場合には校舎全体を冷やす必要があること、所在地が高地で、7月の室温調査において高温になっている他校と比較でも決して高くはないことから、今回の設計からは外し、別の方法を検討するこ

としたものであります。

3点目のエアコン稼働により必要な電気代の予想はというご質問でございます。

エアコンの電気代につきましては、机上の計算では機種定格消費電力に使用日数と使用時間を掛けて教室1部屋あたり1カ月電気料金を1台、1万663円といった試算は可能ですが、単純に台数を掛ければ出るというものでなく、キュービクルの設置の有無や、学校の既存の電気使用量とも関連して、いろいろなパターンが想定され、より具体的な試算はできません。したがって、現時点ではランニングコストとなる消費電気費用についてお答えすることはできません。

〔教育委員会事務局長 清水貢 着席〕

○8番（前川文博）

お答えいただきました。まず、山之村につきましては、校舎の造りですね、風が流れるということで、全体をやらないといけないということなので、対象から外したということですね。別の体系で冷やしていく方法を考えるということでした。ことしですけれど、急遽扇風機を購入されたということですが、どういったものを購入されて、何台されたのか、ちょっと教えてください。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

扇風機の台数については、すいませんが把握をしておりませんが、今後冷風機でありますとか、そういったような設備の導入につきましても考えていって、その山之村小中学校の対応をしていきたいなということを考えております。

○8番（前川文博）

わかりました。私聞いているのは、普通の家庭用の一番安い扇風機を緊急事態ということで、3台買ったということで聞いておりますが、人数少ないので、家庭用の扇風機でもスポット的に子どもを冷やすにはいいのかなと思いますけれど、ちょっと緊急事態でもそういったものについては、きちんと予備費でもみてもらってですね、子どもの環境にいいものをちょっとそろえていただきたいというふうに思っております。

それから先ほどですね、エアコンの設置費用のほうが、前回より1億何千万円増えていると。あと電気工事の関係で増えていくので、実質補助率は、20パーセント、5分の1ほどとなるということでした。その中で、一斉に取り付けができないというふうになって順位をつけていくということでしたが、優先順位をつけるとしたらどのようなかたちを考えてみえるのでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

いま実際の室温を全学校で計らせていただいております。当然ですが、室温の高い学

校と室温の低い学校の差がございます。現実的には、神岡中学校、古川中学校の室温が高いわけでございますけれども、やはり子どもの抵抗力等のことも考えますとやはり小学校の低学年が優先というような考え方もございます。これらの優先順位につきましては、そういった実際の調査の結果も含めまして、今後検討をしていきたいなということを考えております。

○8番（前川文博）

今、小学校の低学年ですね、子どもの抵抗力が少ないということで、今言われました。ということは、小学校の中でもことは例えば「1年生、2年生のクラスはつけます。3年生、4年生、5年生、6年生は来年以降にしてください」ということが発生するということですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□教育委員会事務局長（清水貢）

そういった学年ごとでの設置という考え方もあろうかと思っておりますけれども、まだそこまでの結論には至っておりません。また学校の構造にもよると思っております。2階以上がどうしても高くなると思っておりますので、そういった学校の構造なんかも勘案して決めていきたいなということを思っております。

○8番（前川文博）

わかりました。とにかくですね、いま設計のほうの予算がついたということは、今後学校に設置するという事は、方針を打ち出したということですので、できるだけですね、早く、できれば一斉につけていただきたいと思います。これは、新聞に出ていたんですけれども、これ埼玉県加須市ですね、ここで、市内にある30の小中学校と13の幼稚園、ここに普通教室にはエアコンが1台も無いということで、猛暑日は休校にまでするということがことし発表されました。その中で、教育委員会はですね、来年の7月までにもう全教室にエアコンを設置するということを決断しているんですよ。この飛騨地方も暑かったと。で、たしか神岡中学校は40度を超えたというようなこともたしか発表されていますので、もしこれでですね、また熱中症が出るなんてことがでたらたいへんですので、そういったこともしっかり考えて、決断を早くするならしていただく。これが重要ですので、とにかく子どもの安全ということで、考えていただきたいと思います。

それでは2点目の質問に入ります。それでは、2点目、電力自由化への対応はということで、質問いたします。電力自由化とは、電力の購入先を自由に選択できる制度です。これまでに地域ごとに指定されていた電力会社を利用者が自由に選択できるようになりました。電力自由化の歴史は、2000年3月、特別高圧に該当する一部の工場やオフィスビル向けの電力小売が自由化されたことにはじまります。このときは、全電力の26パーセントが対象です。

その後、2004年から2005年に自由化の範囲は、高圧電力にも広がり、ここで全電力の40パーセントから60パーセントに広がりました。

さらに2016年4月からは、小規模事業者や一般家庭向けの低圧電力が全面自由化されました。これで全ての電力、100パーセントが自由化されました。

岐阜県内の自治体でも電力の調達先の切り替えが進んでいます。私が調査したところ、県内42市町村中、25の市町村が新電力を利用しています。資料として、配付してある長野県諏訪市では、従来の電気料金1億3,870万円が新電力料金1億2,645万円となり、1,225万円の削減となることが、平成29年7月27日のプレスリリースで発表されております。

実際に平成29年8月から平成30年3月の8カ月間で918万4,000円の削減が確認されています。この削減率で1年間を考えますと、1,377万6,000円の削減となり、約10パーセントの電気料の削減に成功したことになります。

そこで5点、お伺いいたします。

飛騨市の電力契約先の現状はということですか。県内自治体では、平成24年から新電力に切り替え、電気料金の削減に取り組んでいるところがあります。飛騨市は、これまでに電力の切り替えについて、検討をしたことはあるのでしょうか。また、現状はどこの電気をどのような契約で利用しているのでしょうか。

2点目、全公共施設の年間電力量・電気料金はということですか。市内の公共施設は、大規模なものが多くあります。とくに市民病院やクリーンセンターなどは、大口利用者と考えられます。本庁舎をはじめ、飛騨市の電気料金は年間どれくらいでしょうか。

3点目です。新電力に切り替えた場合のメリットとデメリットです。新電力に切り替えた場合、電気料金が安くなるメリットがあります。私が考える範囲では、デメリットはほとんどないと考えております。送電網は、現状の設備が利用されるので、新電力利用者だけが停電するようなことは、ありません。市としては、その点はどのように考えているのでしょうか。

4点目です。新電力に切り替えた場合の比較です。仮に新電力に切り替えた場合、現状と比較すると、どれくらいの削減率になると考えられるのでしょうか。

5点目です。削減できたぶん、学校のエアコン電気をまかなうことができるのではないかとということですか。先ほども質問しましたが、新電力に切り替えることにより、約10パーセントの電力量削減となる可能性があります。先の質問で小中学校のエアコンのことを取り上げました。この電気料削減でまかなうことができるのではないのでしょうか。

また、費用のほうも高額になるということでしたが、うまくいけばエアコンの設置工事費も10年、20年とかでも回収できるのではないかと思います。ここは書いておりませんが、このへんについて回答をお願いいたします。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔総務部長 東佐藤司 登壇〕

□総務部長（東佐藤司）

それでは電力自由化への対応についてお答えいたします。

はじめに飛騨市の電力契約先の現状についてでございますが、当市におきましても、県下都市管財事務担当者会議を通じ、他市の動向を調査するなど、前市長時代にも検討を行いました。その時点では現在の電力会社から毎年多額の固定資産税を納付いただいていることや、同社に勤務されている市民への配慮なども踏まえ、時期尚早として見送った経緯もあります。

しかしながら、電力自由化は時代の流れであることから、情報収集や検討を継続してきたところであり、昨年3月には、プロバイダと呼ばれる仲介役業者に、庁舎、小中学校、クリーンセンターなど高圧受電契約を行っている市内28施設について、新電力を導入した場合の比較試算資料作成を依頼し、その結果を踏まえて電力会社と契約単価引き下げの可能性について交渉を行いました。

その結果、昨年来、77施設のプラン変更等にて、従来対比試算で約400万円の削減を行うなど、現状においては、中部電力ならびに北陸電力から、それぞれの施設形態や使用電力量等に見合った最適なプラン提案を受け、契約しているものと認識しております。

一方で、引き続き新電力導入についての検討を続けており、すでに入札による供給業者決定を行って見えます飛騨県事務所に出向き、入札方法等について聞き取り調査を行ったり、昨年末には、地域外の大手電力会社からも高圧受電施設の契約切替による試算資料を取り寄せるなどしております。

電気小売業者間の競争が激化している中で、今後、競争入札により供給業者決定を行うことを視野に入れており、現在、入札方法や実施時期を含め検討を進めているところであります。

次に2番目の全公共施設の年間電力量及び電気料金につきまして、平成29年度実績に基づいてお答えいたします。

まず、市内公共施設で使用されている年間の電力量は、約1,460万キロワットアワーでした。

また、年間の電気料金は、一般会計で1億6,900万円余、企業会計を除く特別会計で6,600万円余、水道事業会計で2,800万円余、病院事業会計で2,500万円余、合計で2億9,000万円であります。

電力会社別内訳としましては、中部電力が1億7,700万円、北陸電力が1億1,300万円です。なお、これらの数値には指定管理施設は含んでおりません。

また、施設種別では、衛生関係施設の電気料が多額であり、みずほクリーンセンター

2, 800万円、飛騨市クリーンセンター2, 200万円、古川町下水道浄化センター1, 600万円、北吉城クリーンセンター1, 000万円、神岡町下水道浄化センター800万円などとなっています。ちなみに市役所本庁舎は650万円、飛騨市民病院は1, 800万円となっております。

次に3番目の新電力に切り替えた場合のメリットとデメリットについてお答えします。議員が示された事例をはじめ、多くの自治体や企業等における事例が公表されているように、新電力に切り替えた場合には、電気小売業者間の競争原理が働き、電気料金が安くなる可能性が高いことがメリットであると考えております。

一方、懸念されるデメリットとしては、新電力事業者の経営破たんの可能性があり、その場合には、議員が述べられたとおり、「最終保障供給約款」により地域電力会社が代行して電気供給されるため停電することはありませんが、従前契約より電気料金が高額となるリスクが考えられます。実際、過去に岐阜市が契約されていた新電力会社が倒産した事例もあると聞いており、新電力に切り替える場合には、経営状況など事業者の信頼性も考慮する必要があるのではないかと考えております。

次に4番目の新電力に切り替えた場合の比較についてお答えします。

新電力に切り替えた場合に、現状と比較してどれくらい削減になるかということですが、これにつきましては契約方法や切り替える施設数、種類、また試算する時点の単価によって異なるため、一概には申し上げられませんが、参考までに、これまでに市が受領した試算結果を紹介させていただきますと、昨年3月時点における仲介業者による試算では、中部電力管内の高圧契約17施設で590万円の削減。5.4パーセント相当。同じく北陸電力管内の高圧契約11施設で290万円の削減。4.9パーセント相当。

また、昨年12月時点における地域外大手電力会社による試算では、中部電力管内の高圧契約18施設で950万円。7.6パーセント相当の削減とされています。

ただし、これらはいくまでも試算時点での電気料単価が変動しないことを前提としたものであり、本年5月からの再生エネルギー発電促進賦課金の引き上げによって、電気料金がプラン変更前を上回るケースもあることから、必ずしも期待した削減見込額が現実のものになるとは限らないこともご理解をいただきたいと思っております。

最後に削減できたぶん学校のエアコン電気料をまかなえないかについてお答えいたします。

現時点においては、新電力切り替えによって削減される電気料が不確定であること、また、先ほど教育委員会からの答弁にもありましたように、小中学校教室へのエアコン導入設計もこれからで、増加する電気料の試算に至っていないことから、削減額について小中学校のエアコンの電気料がまかなえると断定することはできないことをご理解いただきたいと思っております。

〔総務部長 東佐藤司 着席〕

○8番（前川文博）

答弁いただきました。いろいろと細かく答弁をいただきました。まず、5番目は、教育委員会のほうも電気料が不明だということですし、実際どうなるかわからないので、あれなんです、その諏訪市を参考にすると1割あるということになれば、それぐらい浮くんであろうということ、そうならばそういったコストダウンもできるということ、出させていただきましたので、不明ということで仕方ないと思います。

あとですね、1点目ですね、以前検討されたということで、固定資産税が貰っているということと社員の方がみえるというようなこともあってということがありましたが、いま時代の流れということで、新たな検討もされているということでした。その関係にはなるんですけども、2020年の4月ですね、再来年の4月、にはもう発送電の分離が始まるんですね。いま送配電部門の中立性ということから法的分離によって発送電の分離が行われるということになると、いま例えばこちらでしたら中部電力で、発電して中部電力が電気を送っているんですけども、2020年の4月からは、発電は中部電力が行うけども、電気を送るのは別会社になるというのがもう2020年にはじまるということなんです。そうするともういま新電力は、結局それと同じことをいまやっているということですので、どちらかと言うと、もう2019年、1年早めにやるかどうかなって行くのかなと思うんです。1年早くやれば1割下がれば下がるわけですし、そういったことを考えていくと来年の4月、電気の切り替えのタイミングがいつなのか。たぶん契約のタイミングがあるので、わかりませんが、どうせ2020年には発送電分離の契約になるということになれば、1年早い段階で来年からでも何らか考えていこうということはどうですか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□総務部長（東佐藤司）

ただ今入札に向けていろいろと準備を進めております。ただいま現在の契約を切り替える場合には、事前に中電ですけれども、例えば、何カ月か前に連絡する必要もございます。それで、できましたら内部としましては、できましたら来年4月から入札方式でというようなことを検討しておるところでございます。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。新電力ということで、あまりなじみのない話で、家庭のほうにはいろんなところから「電気買いませんか」という電話は入っていると思うんですけども、やっぱ大きいところだと、いま飛騨市で2億9,000万円ですね、5パーセントでも1,500万円弱、1割なら2,900万円、何かに使えるお金ができるということですので、ぜひ検討していただきたいと思います。参考までにとということで、新電力というのは、新電力の自家発電をもっているとか、あとここでしたら中電、北電以外の電力会社ですね、関西電力とか、中部電力などで余っている電気を持ってきて売ると

というのが新電力なんです。あと電気の中で卸電力取引所というところが日本に唯一ありますので、そういったところから電気を買ってきて供給するという会社ですので、今後ともまたいま検討するということでしたので、進めていただければというふうに思います。

それでは次の3点目のほうに入らせていただきます。「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」についてです。道の駅宇宙ドーム神岡の身だしなみ整備として、1,755万円の補正予算が出されております。これは、ことしの春、物販棟が新築オープンし、20年が経過したエントランスや屋外看板、屋根のつらら対策等を行い、来春オープンする「ひだ宇宙科学館カミオカラボ」にあわせ、施設の環境整備を行うものであります。利用者に気持ちよく利用してもらうために必要な整備であります。議案第113号には、「飛騨市地域産業振興施設条例の一部改正」でひだ宇宙科学館カミオカラボを設けるための改正もあります。

しかし、8月末現在ですが、カミオカラボの展示設備の改修工事がまだ始まっていない状況でした。オープンまで残り6カ月、7カ月ほどとなっています。

そこで5点、質問をさせていただきます。平成31年春のオープン予定で大丈夫なのかということです。先ほど言いましたように8月末まで展示室の工事が全くはじまっておりませんでした。来春のオープンは大丈夫なのでしょうか。また、オープン予定日はいつを考えているのか、お願いいたします。

2点目です。展示室の入場方法です。展示室には、専門の職員を2名配置し、研究内容を説明すると以前から聞いています。展示室の見学は、時間を決めたツアー形式でおこなわれるのでしょうか。または、個人で自由に入って見学ができる体系なのでしょうか。展示室の入場定員は何人を予定しているのか、お答えください。

3点目です。入場制限時の対策ということです。全国的に有名な研究施設を見ることができる貴重な施設となります。大勢の方が来場すると予想されます。展示室への入場制限などにより、1時間待ちや2時間待ちなど発生した場合、待ち時間に神岡市街地への誘導などが必要となるのではないのでしょうか。30分コースや1時間コースなどの散策ガイドマップなどの作成が必要と考えますが、いかがでしょうか。

4点目は、定休日は設けるのでしょうかということです。道の駅の商業施設は、年末年始などを除き、基本的に無休で営業しています。今回の条例改正では、カミオカラボは、水曜日と12月29日から翌年1月3日が定休日となります。同じ建物にある商業施設は、条例で水曜日と12月31日及び翌年1月1日が定休日となっています。

しかし、現状の施設は水曜日の営業も行なっております。火・水・木曜日というのは、修学旅行などの団体が動きやすく、来場しやすい曜日ということで聞いています。一体となった建物の中にある施設ですので、同じ営業体制をしていくのがいいのではないかと思います。その点いかがでしょうか。

5点目です。国道471号の渋滞対策ということです。カミオカラボオープンにより、

来場する車両が増加すると予想されます。駐車場の増設などの対応はされていますが、国道471号の出入口で渋滞が発生する可能性があります。星の駅宙ドーム神岡は、今後複数の指定管理者での運営となります。駐車場の交通整理、安全管理については、どのように考えるのでしょうか。道の駅宙ドーム神岡とみた場合、屋外トイレと駐車場は飛騨市基盤整備部の管理であり、警備員の配置など交通整理については、飛騨市で考えていくべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 登壇〕

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

ただ今、ひだ宇宙科学館カミオカラボについてご質問をいただきましたのでお答えさせていただきます。

まず、オープン予定日ということがございます。カミオカラボの工事の進捗状況についてということがございますが、当初の予定通り進んでございます。この施設の性質上、展示物については工場などで製作をされておりまして、現場の着工は9月の10日から行っているということがございます。受託事業者との定例会議を毎月行わせていただいております。来年2月末日には当初の予定どおり完成する予定となっております。

オープン予定日につきましては、梶田先生にもお越しをいただく予定ということがございます。3月27日水曜日に決定したところでございます。オープンの告知をするため、宙ドームエントランスに告知パネルを設置いたします。

続いて、2点目の展示室の入場方法についてお答えいたします。施設の見学については、原則自由ということによって自由に入場いただけるということがございます。ただし、難解な宇宙物理学の展示ということもございまして、2名の職員が中心となり、来場者への説明を行うということになります。議員ご提案のガイドツアーについては、指定管理者決定後、相談してまいりたいと考えております。

3点目のですね、入場制限時の対策ということでお答えをいたします。本施設の定員なんですけれども、約100名ということがございます。中央部分に配置する巨大シスター部分の定員は、学校の1クラス分程度と言うことで、約40名を想定しております。オープン当初は、春休みの期間中ということでありまして、また、直近のゴールデンウィークにも待ち時間が発生することがあるかもしれませんので、入場整理券の配布なども検討しているところでございます。

神岡町市街地へ誘導するガイドマップについては、飛騨市観光協会とも相談しております。今後作成していく方針でございます。

次に4点目の定休日についてでございます。市の各種公共施設のほとんどは月曜日が定休となっておりますが、宙ドームと定休日を統一することとしたため、水曜日を定休日とさせていただきます。一方ですね、宙ドームのほうはですね、売店やレスト

ランこちらの方は、梶田先生のノーベル物理学賞の受賞を契機に定休日である水曜日も営業されておりますが、冬期間の不需要期においては水曜日を定休日とされております。定休日の取り扱いにつきましては、市と指定管理者で協議し、柔軟に運用することが可能でございますので、指定管理者が決定後、具体的に協議・検討をしていく予定でございます。

最後にですね、国道471号の渋滞対策についてお答えをいたします。実際にオープンしてみないとですね、どの程度混雑し、渋滞につながるかわからないというのが現状でございます。宙ドームは道の駅にも認定されておりますのでドライバーの休憩所としての機能も確保する必要があるというふうに考えておりますので、混雑による渋滞が起きないようにカミオカラボ及び宙ドームの両指定管理者と相談し、第二駐車場へのスムーズな誘導を行うなど対策を検討してまいりたいと考えております。

〔理事兼企画部長 御手洗裕己 着席〕

○8番（前川文博）

はい、答弁いただきました。オープン予定日は、平成31年3月27日ですね。で決まったということで、よろしいんですね。はい。わかりました。平成31年3月27日がオープンと。で、遅れていないということでした。

それから2点目ですけれども、見学については、行った人が入れるぶんについては、自由に入っていていいですよ。説明を聞きたい人はそこで、専門職員が説明できますという体系ということですね。

それから3番目ですね、入場制限時ということが絶対発生すると思うんです。やっぱりどこでも新しいオープンした施設というのは、入場待ちが発生しますので、整理券を配っていくと。観光協会とそのマップなりを作成して、やっぱりせっかくお客さんが来ていますので、市街地へ誘導していろいろ回ってもらうというのがやっぱり重要だと思いますので、まち歩きとかですね、そういったこともいろいろと協力してやっていただきたいと思います。

それから4点目、定休日ですけれども、宙ドーム、先ほどあえて星の駅と道の駅ということで分けて私も言ったんですけれども、条例は星の駅だったので、私もよくもう一回見たら、あそこの建物自体は星の駅ということで、施設全体が道の駅ということで認定されているということでしたので、星の駅のほうは、水曜日が条例上定休で、それを指定管理者のほうで営業したいという協議をして開けているということですので、今後指定管理、いまそのカミオカラボのほうで新しいところで受けた場合、そういう協議があれば同じような営業をできますよということで、されるということですので、そのへんは相談して、入口入って右側はやっているけど、左側はやっていないとかとなると、がっかりする人もいると思いますので、できるだけそろえていただくように協議はしていただきたいなと思います。それから渋滞対策は、不明ということですが、連休とかになりますと、ちょっともうあそこ並んだりしていることもありますので、やっぱ

り第二駐車場への誘導とかは必要になると思います。そういった場合にいまですね、いま先ほども星の駅と道の駅ということで言ったんですけど、道の駅の部分でいくとその屋外トイレと駐車場の管理というのは、飛騨市基盤整備で任されていて、それをいまの指定管理者に管理委託というかたちで、お金を払ってやっているという状況なんですけど、このへんですね、例えばガードマンをおかなければいけなくなっていくとか、そういったこともたぶん出てくると思うんですよ。職員で対応できない。たぶん2つの指定管理者がいるけども、どちらで対応するとか、そういったことがあると思うんですけど、基本的に両方の指定管理者で相談してやっていけということなのか、どちらかの指定管理者にメインで駐車場とトイレの管理を任せるのか。そのへんというのは、何か検討はされていますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

現状ではですね、現在と同様に宙ドーム神岡の指定管理者の方にですね、委託をしたいというふうに考えております。

○8番（前川文博）

はい、わかりました。そこでですね、今いろいろ今も言ったようにいまの2つの指定管理者といま市が管理している、関わっているという部分でからんでいくんですけど、一昨日ですね、宙ドームのほうにちょっと事件がありまして、幸いけが人とか被害は無かったですけれども、今後その複数の指定管理者が同じ建物にいる。で、さらに駐車場、トイレについては、実際は市が管理しなきゃいけない。で、委託管理をしているということになってきます。そこで、いまそこをよく考えるとですね、いまカミオカラボのほう教育委員会の管理になるのか、いま企画でやってみえるので企画でだすのかということもあると思いますし、そこでまず一つですね。それからいまの商業施設のほうは、商工としてだしているというふうになる。これで2つの部がからむ。あと駐車場のほうは基盤のほうでやるというということになると3つの部があるんですけども、今後道の駅を何かという話をする場合にどこが一番主体となって取りまとめをしていく。そういったことというのは何か考えられていますか。

◎議長（高原邦子）

答弁を求めます。

□理事兼企画部長（御手洗裕己）

希望的な話だけをしますと、商工観光部なのかもしれないということはあるんですけども、ここはあくまでも複合施設ということですので、3者がですね、それぞれ協力しながら進めていきたいというふうに考えております。

○8番（前川文博）

はい、まだオープンしていませんので、これから話を詰めていく段階だと思いますの

で、きちんと話をさせていただいてですね、この市の中ですので、「あっちの部だ、こっちの部だ」ということのないようにですね、話をさせていただきたいと思います。今その一昨日の事件の話をしたんですけれども、ちょうどその直前の時間帯に防犯カメラを設置したらどうだというような会議をして、その直後にこの事件があったということですので、安全管理ということですね、そういったこともきちんと考えて対策をしていただきたいと思います。これで一般質問を終わらせていただきます。

〔8番 前川文博 着席〕

◎議長（高原邦子）

以上で8番、前川議員の一般質問を終わります。

以上で質疑ならびに一般質問を終結いたします。

◆委員会付託

◎議長（高原邦子）

ただ今議題となっております、議案第110号、飛騨市税条例の一部を改正する条例についてから議案第116号、飛騨市小水力発電所設置条例についてまでの7案件については、お手元に配付いたしました議案付託一覧表のとおり、各常任委員会に付託いたします。

次に議題となっております議案第117号、平成30年度飛騨市一般会計補正予算（補正第2号）から議案第121号、平成30年度飛騨市水道事業会計補正予算（補正第2号）までの5案件につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、予算特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、議案第117号から議案第121号までの5案件につきましては議員全員をもって構成する予算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

次に議題となっております認定第1号、平成29年度飛騨市一般会計歳入歳出決算の認定についてから認定第14号、平成29年度飛騨市国民健康保険病院事業会計決算の認定についてまでの14案件につきましては、議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、お手元に配付しました議案付託一覧表のとおり、決算特別委員会に付託したいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって、これら14案件につきましては議員全員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上、審査することに決定いたしました。

◆日程第２９ 議案第１２２号 平成３０年度飛騨市一般会計補正予算（補正第３号）

◎議長（高原邦子）

次に日程第２９、議案第１２２号、平成３０年度飛騨市一般会計補正予算（補正第３号）を議題といたします。本件について説明を求めます。

〔市長 都竹淳也 登壇〕

△市長（都竹淳也）

議案第１２２号にて追加提案をいたします補正予算の審議をお願いするにあたりまして、その概要についてご説明を申し上げます。今回の一般会計の補正予算は、７月豪雨災害への対応に要する経費、２０億７，５００万円のうち、予備費充用、専決補正により対応した災害救助費や応急的な小規模工事費等を除いた本格的な災害復旧経費につきまして、補助対象となる事業を中心に計上したものでございます。

まず、公共土木施設関連でございますが、国庫補助を受けて実施する災害復旧費として、河川２２カ所、道路１９カ所、都市公園１カ所に係る工事費１０億５，６００万円を計上したほか、市の単独災害復旧費として設計積算にあたる職員の超過勤務手当１，１００万円、現地確認に要する車輛リース料１００万円、小規模被災箇所に対応するための重機借上料や単独工事費に４，１００万円を計上いたしました。

農林水産業施設関連では、農地農業用施設災害復旧費に農地５２カ所、農業用施設２５カ所に対する補助災害復旧費として２億９，０００万円の工事費を計上したほか、そのほかの小規模な被災箇所への対応に２，０００万円の単独工事費を計上いたしました。

また、林業用施設災害復旧費には、林道３９カ所に対する補助災害復旧費として２億８，０００万円の工事費を計上したほか、そのほかの小規模な被災箇所への対応に３，２００万円の単独工事費及び７００万円の重機借上料を計上いたしております。

そのほかの公共用施設の災害復旧費として、流葉スキー場山頂付近からの土砂流出により露出・断裂した山頂レストランへの給排水配用水道管の再敷設や、洗掘されたコースの復旧に設計費５００万円、工事費７，７００万円を計上するとともに、かわいスキー場内において崩落・堆積した土砂の撤去費に１００万円を計上したところでございます。

なお、これらの実施にあたりましては、平成３１年度までかかる見込みでございますが、本年度中に事業が完了しない場合には繰り越して実施をすることとなります。

このたび提案する一般会計補正予算額につきましては１８億１，９２０万円を増額し、補正後の予算額は２０９億４，９９０万９，０００円となります。

今回の補正に必要な財源につきましては、災害復旧に係る国・県支出金やその補助裏負担に災害復旧事業債を充てるほか、市内外の皆様から寄せられた指定寄附金を計上した上で、なお不足する額については、確定した普通交付税の予算未計上額により補填をいたしております。

なお、農林業用施設の災害復旧に係る受益者分担金につきましては、今回の災害が激

甚災害に指定されたことに伴い、飛騨市農林業用施設災害復旧工事費分担金徴収条例の規程に基づき全額を免除することとして、歳入予算への計上は行っておりません。

以上をもちまして、私の提案説明とさせていただきます。

〔市長 都竹淳也 着席〕

◎議長（高原邦子）

説明が終わりましたので、これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第122号につきましては、先ほど設置いたしました、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託いたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって議案第122号につきましては、議員全員をもって構成する予算特別委員会に付託のうえ審査することに決定いたしました。

◆休会

◎議長（高原邦子）

ここでお諮りいたします。9月14日から9月26日までの13日間は、常任委員会、予算・決算特別委員会審査等のために本会議を休会といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」との声あり）

◎議長（高原邦子）

ご異議なしと認めます。よって9月14日から9月26日までの13日間は、本会議を休会することに決定をいたしました。

◆散会

◎議長（高原邦子）

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。次回の会議は、9月27日午前10時を予定しております。本日はこれにて散会といたします。

お疲れ様でした。

（ 散会 午後3時41分 ）

地方自治法第127条第2項の規定により、ここに署名する。

飛騨市議会議長 高原邦子

飛騨市議会議員（8番） 前川文博

飛騨市議会議員（10番） 洞口和彦